

令和5年度

包括外部監査結果報告書

「外郭団体に係る財務事務の執行について」

令和6年3月

奈良市包括外部監査人

公認会計士 瀬瀬 和雅

目次

第1 監査の概要	1
【1】 外部監査の種類	1
【2】 選定した特定の事件	1
1. 選定した特定の事件	1
2. 包括外部監査の監査対象部署	1
3. 包括外部監査対象期間	1
4. 特定の事件を選定した理由	1
【3】 包括外部監査の方法	2
1. 監査の視点	2
2. 主な監査手続	3
【4】 包括外部監査人補助者	3
【5】 包括外部監査実施期間	3
【6】 利害関係	3
【7】 金額単位等	4
第2 選定した特定の事件の概要	5
【1】 市の外郭団体に関する取組みの概要	5
1. 奈良市外郭団体の統廃合に関する指針（平成23年1月策定）	6
2. 奈良市行財政改革重点取組項目	13
3. 奈良市新たな行財政改革計画（令和4年度～令和7年度）	18
【2】 外郭団体に対する市の関与の状況	21
1. 財政的関与	21
2. 人的関与	24
【3】 市の外郭団体と包括外部監査の関係	26
1. 外郭団体について	26
2. 財政援助団体等について	26
3. 外郭団体と包括外部監査対象の関係について	27
【4】 監査対象とした外郭団体	28
第3 監査の総括	30
【1】 市における外郭団体のあり方に関する総括	30
1. 外郭団体を対象とした取組みの背景	30
2. 外郭団体の定義について（意見①）	30
3. 外郭団体に関する情報の公開・発信について（意見②）	32
4. 外郭団体の評価・モニタリングについて（意見③）	33
5. 外郭団体のあり方に関する指針の策定について（意見④）	34
6. 外郭団体のあり方に関する取組み事例	35

【2】	外郭団体とその所管部署における監査の総括.....	37
1.	再委託に関する申請漏れについて（総合財団：結果①、結果③）.....	40
2.	公益通報制度の導入について（総合財団：意見⑦、清美公社：意見⑰）.....	40
3.	中期計画の策定について（生涯学習財団：意見⑨、清美公社：意見⑱、社会福祉協議会：意見㉓）.....	40
4.	定量的な目標の設定について（生涯学習財団：意見⑫）、事業管理指標設定の必要性について（清美公社：意見㉔）.....	42
5.	情報管理規程について（生涯学習財団：意見⑭）.....	42
第4	監査の結果及び意見.....	44
【1】	一般財団法人奈良市総合財団.....	44
1.	外郭団体の概要.....	44
2.	実施した手続内容.....	48
3.	監査の結果及び意見.....	48
【2】	公益財団法人奈良市生涯学習財団.....	52
1.	外郭団体の概要.....	52
2.	実施した手続内容.....	56
3.	監査の結果及び意見.....	56
【3】	株式会社奈良市清美公社.....	64
1.	外郭団体の概要.....	64
2.	実施した手続内容.....	68
3.	監査の結果及び意見.....	69
【4】	奈良市市街地開発株式会社.....	73
1.	外郭団体の概要.....	73
2.	実施した手続内容.....	76
3.	監査の結果及び意見.....	76
【5】	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会.....	78
1.	外郭団体の概要.....	78
2.	実施した手続内容.....	81
3.	監査の結果及び意見.....	82
【6】	公益社団法人奈良市シルバー人材センター.....	86
1.	外郭団体の概要.....	86
2.	実施した手続内容.....	89
3.	監査の結果及び意見.....	90
【7】	公益社団法人奈良市観光協会.....	91
1.	外郭団体の概要.....	91
2.	実施した手続内容.....	94
3.	監査の結果及び意見.....	94

第1 監査の概要

【1】 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成13年奈良市条例第36号）第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件

1. 選定した特定の事件

外郭団体に係る財務事務の執行について

2. 包括外部監査の監査対象部署

監査対象の外郭団体、当該外郭団体の所管部署及び市の出資状況は以下のとおりである。

No.	外郭団体名	所管部署	市の出資割合	本報告書での略称
1	一般財団法人 奈良市総合財団	財政課	100%	総合財団
2	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	地域教育課	100%	生涯学習財団
3	株式会社奈良市清美公社	廃棄物対策課	100%	清美公社
4	奈良市市街地開発株式会社	産業政策課	100%	市街地開発
5	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会	福祉政策課	—	社会福祉協議会
6	公益社団法人 奈良市シルバー人材センター	産業政策課	—	シルバー人材センター
7	公益社団法人 奈良市観光協会	観光戦略課	—	観光協会

3. 包括外部監査対象期間

令和4年度の執行分

必要に応じて令和3年度以前又は令和5年度の執行分を含む

4. 特定の事件を選定した理由

市では、市の出資法人を初めとした上記7法人を「奈良市の外郭団体」として位置付けている。市は、これら公益的な事業を担う外郭団体に対しては、財政的・人的な援助等を行い、外郭団体と一体となり施策の推進に努めている。

これらの外郭団体に関して監査を実施する際には、市からの出資・出捐金、委託料、補助金・助成金が一定程度あることから、合規性に加え、有効性、経済性、効率性といった3Eの視点からの監査が重要となる。また、外郭団体自体の事業の効率化の推進、ガバナンス（組織統治）のあり方、財務健全性など、法人の経営が適正に行われているかも重要な視点となる。一方、市側においては監理の面から、モニタリング、ガバナンスが十分なされているかが重要な監査の視点となる。

また、監査を実施する際には、個々の外郭団体の監査に加え、外郭団体に共通的な課題を抽出することや、将来の市の監理のあり方について総合的に検討することも意義があると考えます。

以上より、外郭団体に係る財務事務の執行について検討することは意義があると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

【3】 包括外部監査の方法

1. 監査の視点

(1) 各外郭団体における監査の視点

- ①各外郭団体における出納その他の事務の執行は、関係する法令や条例等に基づいて適切に行われているか。
- ②各外郭団体は、業務を実施するにあたって外郭団体の所管部署が期待する効果を得るために、最適な実施方法を選択しているか。
- ③各外郭団体は、業務を遂行するにあたって、業務の方向性について十分に所管部署と連携して遂行しているか。
- ④各外郭団体のガバナンス体制は、十分に構築されているか。
- ⑤市からの補助金や委託料（指定管理料を含む。）等を財源とした事業は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。

(2) 各外郭団体の所管部署における監査の視点

- ①各外郭団体に対する所管部署のモニタリングは、十分に機能しているか。
- ②各外郭団体に対する補助金の交付や指定管理者の選定等に関して、公平性は確保されているか。

(3) 市の外郭団体を総括的に監理する部署における監査の視点

市の外郭団体に対する総括的な監理のあり方等について、十分に検討がなされているか。

2. 主な監査手続

(1) ヒアリング

- ①監査対象とした外郭団体並びに当該外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体の業務概要、経営の状況、市による人的、財政的関与の状況等についてヒアリングを実施した。
- ②監査対象とした外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体に対するモニタリングの状況についてヒアリングを実施した。
- ③監査対象とした外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体の見直し等の状況についてヒアリングにより確認した。
その他、監査対象とした外郭団体ごとに、実施した監査手続を「第4 監査の結果及び意見」にて記載した。

(2) 資料・文書の閲覧

- ①(1)のヒアリングに関連する資料を閲覧した。
- ②市から、外郭団体に対する補助金や委託料(指定管理料を含む。)等に関連する各種資料を閲覧した。

(3) 現場の視察、資産管理状況の確認

外郭団体を訪問し、施設や備品の管理状況等を確認した。

【4】 包括外部監査人補助者

酒井 康行	公認会計士	若松 純菜	公認会計士
山岡 正人	公認会計士	宮崎 和也	公認会計士
中井 宏美	公認会計士	杉下 茉衣	公認会計士試験合格者

【5】 包括外部監査実施期間

令和5年8月1日から令和6年3月18日

【6】 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

【7】 金額単位等

金額については表示単位未満を四捨五入しており、また率その他についても表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 選定した特定の事件の概要

【1】 市の外郭団体に関する取組みの概要

市は、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための市政全般に係る施策の基本的な方向を体系的に明らかにするために、10年単位で総合計画を策定している。

平成18年2月に、「奈良市第3次総合計画後期基本計画」（平成18年度～平成22年度）の策定にあわせて、行財政改革を推進する上での基本的方向や、実施に向けての年度別計画についての点検・見直し等を行い、「奈良市行財政改革・実施計画」を改訂し（第4次）、これに基づき、行財政改革を推進した。

行財政改革に関する計画は、市の最上位計画である総合計画の実現に向けて実施するものであるが、この「第4次奈良市行財政改革大綱及び奈良市行財政改革実施計画」（平成16年度～平成22年度）の中に、外郭団体への市の取組みについての記載がある。

◆第4次奈良市行財政改革大綱及び奈良市行財政改革実施計画（抜粋）

3 施策の選択と効率よい行政経営

行政運営に必要な資金は、市民をはじめ多くの人々の税を基礎としている。景気の低迷による税収の低下は、事務事業執行の困難さをともない、今後、行政施策の重点化が課題となる。したがって、限られた経営資源を最大限に活用しながら、市民の目線と感覚、成果重視の観点にもとづき、コスト意識、迅速性、健全性に根ざした「行政を経営する」という視点で、効率的な行政運営を進める。

（6）外郭団体の経営の健全化

外郭団体においては、団体の目的、事業内容、果たしている役割、組織や職員の状況等を点検し、経営の健全化及び業務の効率化・活性化を図るとともに、統廃合を進める。

① 管理運営の改善

運営にあたっては、自助努力による経営の独立性を基本とし、中長期的視野に立って、職員の適正配置や人事交流、研修、組織機構の簡素化・合理化、情報公開に努め、経営の健全化・透明化を図るとともに、質の高いサービスの提供に努める。

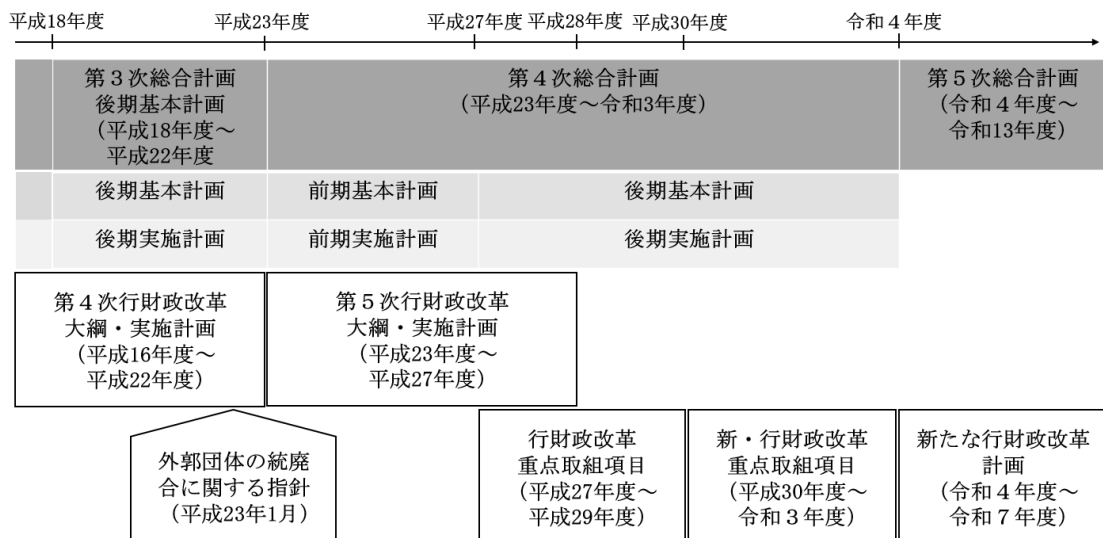
② 整理・統廃合の推進

外郭団体の設立目的に照らしながら、業務の効率化など改善の観点から、将来のあり方について検討を行い、実情に応じ整理・統廃合を行う。

②の整理・統廃合を推進すべく、平成23年1月に「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」が策定された。平成23年度以降、この指針に基づいて取組みが進められた結果、18あった外郭団体のうち、7団体の統合、4団体の廃止等の改革が行われた。

外郭団体を7団体まで削減した後、「奈良市行財政改革重点取組項目」（平成27年度～平成29年度）、「新・奈良市行財政改革重点取組項目」（平成30年度～令和3年度）では、外郭団体のうち、特に市とのつながりが強く、組織規模の大きい、総合財団、社会福祉協議会及び生涯学習財団の3団体を対象として、経営改革に取り組んだ。

市の総合計画・行財政改革大綱及び実施計画・「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」の時系列と実施期間は以下のとおりである。



(出所：市のホームページを基に監査人が作成)

1. 奈良市外郭団体の統廃合に関する指針（平成23年1月策定）

(1) 概要

外郭団体の経営の健全化において、経営の改善、統廃合による事務の効率を図ることとされていた。外郭団体が今後も効果的・効率的に市民のニーズに対応できる組織として存続していくため、外郭団体の統廃合について、より迅速に対処できるよう、「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」が策定された。

この指針に基づいて外郭団体の統廃合に取り組んだ結果、団体数は指針策定当初の18団体から7団体に削減された（平成26年4月1日現在）。

(2) 本文

1. 統廃合の背景

(1) 外郭団体を取り巻く環境の変化

①指定管理者制度の導入

これまで公の施設の管理運営を外部に委託するには、市が出資している法人や公共的団体等に限られていたが、平成15年の地方自治法改正により、民間事業者等を指定して管理運営を行わせることができるようになった。この地方自治法の改正を受け、市では「奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成17年奈良市条例第85号）及び「公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」（平成17年9月策定、平成18年12月・平成22年6月改正）を定め、これらに基づき指定管理者制度を導入・運用してきた。

こうした状況を受け、これまで市の施設の管理運営を受託してきた外郭団体が、今後も指定管理者として選定されるためには、民間事業者等との競争を乗り越えていくことが必要となり、その前提として、各団体が自らの特徴や強みを活かして経営基盤を強化するとともに、市民サービスの向上に積極的に取り組んでいく必要がある。

②公益法人制度の改革

国の行政改革の一環として、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、平成20年12月1日から新しい公益法人制度が始まり、これまでの行政庁による監督という主務官庁制から準則主義に変更されるなど、大幅な改革が実施された。

この制度改革を受け、各法人には公益法人又は一般法人への移行、あるいは他の法人への転換等の選択が迫られている。また、いずれの形態を選択するにせよ、法人自らが責任を持って自主的、自律的に運営を行えるようガバナンス（※）、組織経営基盤をこれまで以上に強化する必要がある。

③景気の低迷と厳しい財政事情

長引く景気の低迷による雇用情勢の悪化、市税収入の減少、他の中核市と比較して多い地方債残高等、市の厳しい財政事情は依然続いており外郭団体も含めた行財政改革を推進する必要がある。

※ガバナンス…組織・共同体が自らを健全に統治すること

(2) 統合のメリット

統合のメリットとしては、下記の事項が挙げられる。

①競争力の強化

理事会、会計、労務管理等に要する事務費、人件費の削減、常勤役員の削減等、管理部門の統合による事業運営の効率化・コスト削減及び人材の活用による事業内容の充実が期待でき、民間事業者との競争力を高めることができる。

②統合による組織及び職員の活性化

組織規模の拡大により職域が広がり、多様な職場、職種等での勤務が可能となつて、組織の活性化と職員の勤労意欲や能力の向上により、新しい発想が生まれ、新規事業の展開、既存事業の見直しに繋がるものと考えられる。

③経営の安定

規模の拡大による財務基盤の強化に加え、事業の多角化により事業リスクの分散を図ることで、指定管理者制度や市の委託事業の見直しに際しても、柔軟な対応が可能となり、経営の安定化に繋がると考えられる。

④基本財産の市による積極的な活用

各団体は奈良市等の出資による多額の基本財産を有しているが、低金利が長く続いており、今後も金利が大きく上昇することは想定し難いことから、統合で各財団の基本財産をまとめたところで、基本財産の運用による収入に財源として大きな期待を寄せることはできない。

一方で、市の財政状況は芳しくないことから、統合により設置された新財団については、基本財産は適正な規模を確保することとし、残りは市による積極的な活用を図る。

(3) 統廃合の検討基準

①廃止

ア 設置目的や存在意義の薄れた団体

設置目的をおおむね達成したとみられる団体や事業目的そのものが社会的ニーズを失っている団体、民間企業等で類似の事業が実施され、同等あるいはそれ以上のサービスが提供されているような団体は廃止する。また、社会情勢の変化により行政が直接関与する必要性が高まった事業についても、行政の体制整備が完了した時点で同様に団体を廃止する。

イ 赤字基調が続き、今後も回復の見込みがない団体

社会経済環境の変化による構造的要因等により赤字基調が続く団体はその原因の調査・分析を踏まえ、今後も経営の健全化が見込めない場合は廃止する。

②統合

ア 設置目的が類似又は事業領域が関連している団体

類似の事業を行っている場合は、人材、情報等を有効に活用するため、統合により業務の効率化や管理部門の合理化を図る。

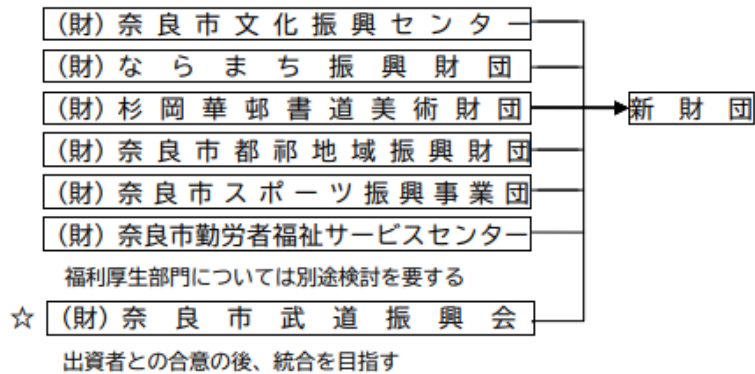
イ 事業規模の小さい団体

事業規模が小さく、事業費に比して管理コストが大きくなる等、独立した団体として維持することが困難な団体は、原則として類似団体との統合を行う。

2. 統廃合案

市の外郭団体については、前記の統合のメリット及び統廃合の検討基準を踏まえて、次のとおり統廃合の方針を示すものとする。

統合する団体



廃止する団体

- (株) 都祁総合開発
- (財) 奈良市商業振興センター
- (財) 奈良市防災センター

経営改善のうえ存続する団体

- (株) 奈良市清美公社
- 奈良市市街地開発(株)
- ☆ (社福) 奈良市社会福祉協議会

法人格変更のうえ存続する団体

- (財) 奈良市生涯学習財団
- ☆ (社) 奈良市シルバー人材センター
- ☆ (社) 奈良市観光協会

その他の団体

- (財) 奈良市駐車場公社
- 経営検討委員会において検討する
- ☆ (財) 奈良市学校給食会
- 今後の学校給食のあり方を踏まえて検討する

☆印は、市からの出資はないが、経営等に市が関与している団体

3. 統廃合の推進にかかる事務

(1) 組織体制の整備

①外郭団体連絡調整会議の設置

この指針を実施するにあたり、各団体間における協議・調整を円滑に行うため、外郭団体所管課長と外郭団体の代表者で構成する外郭団体連絡調整会議を設置する。

②外郭団体所管課

外郭団体所管課は、この指針に基づき、所管する外郭団体に対し、適切な指導・監督を行う。

(2) 統廃合にかかるスケジュール

外郭団体の統廃合については、平成24年3月末までに完了するものとする。

なお、各財団が公の施設の指定管理者として指定されている期間中であっても、解散した場合は指定を引き継ぐことは出来ないことから、公の施設の指定管理者を再度指定（議決事項）する、あるいは施設を市が直営するか又は休廃止にするかの選択が必要となる。

この場合において、各団体の事務負担及び財務リスクを最小限に抑える観点から、指定管理者を再度指定するにあたっては、指定の残期間を、公募によらないで選考することを可とする。

(3) 統廃合にかかる留意点

①統合の方法

手続面での確実性の観点から、各財団の解散に先立って一般財団法人を設立し、解散する各財団の人員及び業務の引き継ぎに備えるものとする。

なお、特例民法法人は理事会の決議による解散が出来なくなったことから、平成23年度に開催する理事会において、定款中に平成24年3月末までを存続期間とする規定を挿入することにより解散するものとする。

②外郭団体プロパー職員の雇用

外郭団体の統廃合の過程において生じるプロパー職員（※）の雇用問題については、本来外郭団体自らの責任において取り組むべきものであるが、市は行政を補完する役割を外郭団体に委ねてきた経緯や、設置者、指導監督者としての責務から、外郭団体と協調してプロパー職員の雇用の確保に取り組む。

(外郭団体の対応)

ア 新規採用の凍結による雇用調整

プロパー職員の新規採用については、専門性が必要とされる職種に限定するなど中長期的な雇用調整を推進することとする。なお、プロパー職員の新規採用にあたっては事前に市の承認を得ることとする。

イ 勸奨退職制度の導入の検討

自らの意思にもとづく雇用の流動化を促進するため、勸奨退職制度の導入を検討する。

(市が支援する事項)

ア 外郭団体間転籍の推進

各外郭団体の業務量の変化に対応して、プロパー職員の雇用継続のため、団体相互の転籍を推進する。

イ 市の業務への従事

プロパー職員を有効に活用するために、市の業務においてその専門知識や経験を活かせる分野を模索し、外郭団体からの派遣等により市の業務に従事できる手法を検討する。

※プロパー職員…当該団体の正規職員

2. 奈良市行財政改革重点取組項目

(1) 概要

取組期間は平成 27 年度から平成 29 年度まで（奈良市行財政改革重点取組項目）と平成 30 年度から令和 3 年度まで（新・奈良市行財政改革重点取組項目）である。

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を期間とする「第 5 次奈良市行財政改革大綱及び奈良市行財政改革実施計画」に基づき行財政改革を推進されてきたが、市を取り巻く環境の変化に対応していくため、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で重点的に取り組むべき項目として「奈良市行財政改革重点取組項目」が策定された。

「重点取組項目」に基づく取組みについては、企業局における営業業務の包括業務委託や公共施設へのネーミングライツの導入等が実現するなど、一定の成果は上げられてきた。

しかし、これらの改革を経てもなお、硬直した財政状況が続いている一方で、職員数の適正化を図りながら、人口減少・超高齢社会化が進む中、市が真に提供すべき市民サービスを確実に提供できる新たな行財政計画の確立のため、引き続き一層の取組みが必要な状況であったことから、平成 30 年度から令和 3 年度まで「新・奈良市行財政改革重点取組項目」が策定された。

この重点取組項目に掲げられた外郭団体に関する取組みの内容と取組みの結果は次に示すとおりである。

①奈良市行財政改革重点取組項目（平成 27 年度～平成 29 年度）

1. ごみ関連業務の段階的な民間委託の拡大
2. 給与・福利厚生事務の民間委託の実施
3. 公営企業への民間活力の導入
4. 新斎苑整備事業への民間活力の導入
- 5. 外郭団体の経営改革**
6. 小中学校の規模適正化
7. 幼稚園、保育所の規模・配置の適正化
8. 行政評価を活用した事業の見直し
9. 効率的な事務執行
10. 市税債権回収の強化と税負担の公平性の確保
11. 補助金の見直し
12. 行政財産貸付、広告、寄付等の活用
13. 公共施設の総量最適化
14. 施設使用料の見直し
15. 家庭系ごみの有料化

NO. ⑤ 外郭団体の経営改革

平成27年度～29年度の実施内容

本市の外郭団体については、指定管理者制度の導入による公の施設運営管理への民間事業者の参入、市の厳しい財政状況等その取り巻く状況が厳しくなるなか、平成23年度末に「奈良市外郭団体の統廃合に基づく指針」を策定し、それまでの17団体のうち、7団体の統合、4団体の廃止等の改革を実施、現在7団体となっている。

平成27年度からは、さらなる経営改革として、本市の外郭団体の中でも特に市とのつながりが強く、組織規模の大きい、一般財団法人奈良市総合財団、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会、公益財団法人奈良市生涯学習財団の3団体を中心に、協働して以下の取り組みを実施する。

見込まれる成果

外郭団体の体質強化、業務効率化及び組織の活性化を促し、効率的効果的な法人運営による自立促進を図ることにより、民間事業者と対等に渡りあえる競争力と地域に根ざした外郭団体の特性との両立を図ることができる。

年次計画

担当課		行政経営課	関係課	福祉政策課・生涯学習課	
計画年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
1	実施項目とスケジュール	早期退職制度の導入	平成26年度末早期退職者に対する加算金補助（年度当初） 平成27年度以降の制度につき検討 →		
2	実施項目とスケジュール	人事制度改革の実施	評価制度導入・実施 処遇への反映方法等検討 → 管理職制度、等級制度及び給与制度等設計 → 導入 ◆	制度改定・処遇に反映させる人事評価の実施（試行） →	処遇に反映させる人事評価の実施（本格実施） →
3	実施項目とスケジュール	外郭団体の一体的運営	団体間人事異動促進 → 人事管理・財務管理の一体的運営の検討 → 導入 ◆		
4	実施項目とスケジュール	経営の多角化	指定管理業務以外の受託事業拡大 27年度分受託・拡大 → 外部業務の受注に向けた取組強化 →		
目標指数と数値目標		—	—	—	—

（出所：「奈良市行財政改革重点取組項目」より抜粋）

②奈良市行財政改革重点取組項目 取組結果（平成27年度～平成29年度）

NO. ⑤ 外郭団体の経営改革

年次計画

担当課	行政経営課	関係課	福祉政策課・生涯学習課		
計画年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
1	実施項目とスケジュール	早期退職制度の導入	平成26年度末早期退職者に対する加算金補助（年度当初） 平成27年度以降の制度につき検討		
	目標指数と数値目標	—	—	—	—
担当課	行政経営課	関係課	福祉政策課・生涯学習課		
計画年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
2	実施項目とスケジュール	人事制度改革の実施	評価制度導入・実施 処遇への反映方法等検討 管理職制度、等級制度及び給与制度等設計	制度改定・処遇に反映させる人事評価の実施（試行） 導入	処遇に反映させる人事評価の実施（本格実施）
	目標指数と数値目標	—	—	—	—
担当課	行政経営課	関係課	福祉政策課・生涯学習課		
計画年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
3	実施項目とスケジュール	外郭団体の一体的運営	団体間人事異動促進 人事管理・財務管理の一体的運営の検討	導入	
	目標指数と数値目標	—	—	—	—
担当課	行政経営課	関係課	福祉政策課・生涯学習課		
計画年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
4	実施項目とスケジュール	経営の多角化	指定管理業務以外の受託事業拡大 27年度分受託・拡大 外部業務の受注に向けた取組強化		
	目標指数と数値目標	—	—	—	—

取組目標	外郭団体の体質強化、業務効率化及び組織の活性化を促し、効率的効果的な法人運営による自立促進を進めることにより、民間事業者と対等に渡りあえる競争力と地域に根ざした外郭団体の特性との両立を図る。
------	---

計画の達成状況	B：項目の計画を一部達成（50%以上80%未満）
平成29年度の取組内容	外郭団体を横断的に組織したワーキンググループにおいて、組織の活性化を目的とした給与制度の検討を行った。
計画期間の主な成果及び今後の方向性	平成27年度に、早期退職制度の運用に伴う補助を行い、外郭団体の人件費の圧縮を図った。また、各外郭団体所管課の職員等からなる外郭団体指導グループを組織し、外郭団体の一体的経営に向けた連絡調整体制を整備するとともに、団体横断的なワーキンググループを組織し、就業規則の改定等について検討し、平成28年度に、一部の外郭団体で就業規則の改正を行った。その他、新電力の導入により物件費の縮減に努めた。 引き続き、外郭団体が実施する事業の質の維持・向上を目指し、経営基盤の強化に向けた取組支援を行う。
数値目標の達成状況	〔数値目標未設定〕

（出所：「奈良市行財政改革重点取組項目 取組結果」より抜粋）

③新・奈良市行財政改革重点取組項目（平成30年度～令和3年度）

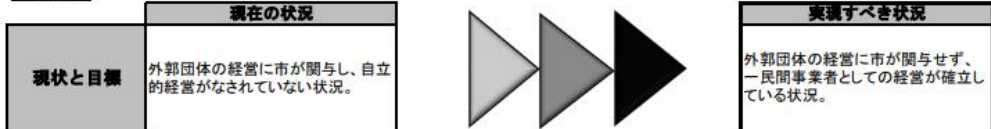
1. 市税徴収・債権回収の強化と更なる歳入の確保
2. 健全で安定した下水道事業の確立
3. ごみの減量による焼却施設管理コストの縮減
4. **外郭団体の経営自立化**
5. 公共施設の運営効率化
6. 小中学校の規模適正化
7. 幼保施設の機能と担い手の最適化
8. 職員定数の最適化・給与制度見直しによる人件費の縮減
9. ごみ関連業務の段階的な民間委託の拡大

取組項目 4 外郭団体の経営自立化

■ 取組内容

目的	市と外郭団体の役割分担を明確化することにより、外郭団体の自立化を図る。
実施内容 (平成30年度～ 令和3年度)	事業計画の1年目及び2年目においては、外郭団体の自立化に向けた取組の方向性を定め、指定管理料の人件費単価を据え置く一方で、指定管理料を非精算とし、外郭団体の経営自立化に向けた環境の整備を進めるとともに、外郭団体が管理する非公募施設の指定管理料について積算の考え方を整理し、外郭団体の自立化に向けた経営努力をより一層促した。3年目以降は、指定管理者制度を導入している公の施設の利用料金制や公募化等の取組を積極的に進め、市と外郭団体の役割分担を明確にすることで、外郭団体の自立化に向けた取組を進める。

■ 目標



数値目標	目標指数		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	市総合財団・市社会福祉協議会・市生涯学習財団への委託料・補助金予算 (H29年度:2,736百万円)	単位 百万円	2,812	2,662	2,612	2,562
			総合財団 : 1,395 社協 : 802 生涯学習財団 : 615	総合財団 : 1,321 社協 : 759 生涯学習財団 : 582	総合財団 : 1,296 社協 : 745 生涯学習財団 : 571	総合財団 : 1,271 社協 : 731 生涯学習財団 : 560

※総合財団：市総合財団、社協：市社会福祉協議会、生涯学習財団：市生涯学習財団

■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 外郭団体への関与について方針決定	市による人的関与、財政的関与のありかたを方針化	物件費、人件費、一般管理費等の積算基準策定	市の関与を減らし、経営自立化を促進するための施策の実施	
② 外郭団体の統合再編検討		・各団体の特性を踏まえた新たな事業形態の検討 ・趣旨目的が類似している事業の統合等の検討		
③ 外郭団体自らによる業務体制・給与体系等の検討	業務体制、給与体系等の検討		各団体による見直し	

担当部署	総務部 財政課	関係部署	福祉部 福祉政策課 教育部 地域教育課
-------------	---------	-------------	------------------------

(出所：「新・奈良市行財政改革重点取組項目」より抜粋)

④新・奈良市行財政改革重点取組項目 取組結果（平成30年度～令和3年度）

4 外郭団体の経営自立化	
目的	市と外郭団体の役割分担を明確化することにより、外郭団体の自立化を図る。

■ 目標

数値目標	目標指数	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	市総合財団・市社会福祉協議会・市生涯学習財団への委託料・補助金予算 (H29年度:2,736百万円)	百万円	(実績)	2,812	2,662	2,612
達成状況 (R3年度末時点)	市総合財団・市社会福祉協議会・市生涯学習財団への経常的事業に係る令和3年度予算は2,566百万円であり、目標額の達成には届かなかったものの、平成30年度と比較して246百万円の削減を行うことができた。					

■ 年度計画

実施事項	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 外郭団体への関与について方針決定	市による人的関与、財政的関与のありかたを方針化	物件費、人件費、一般管理費等の積算基準策定	市の関与を減らし、経営自立化を促進するための施策の実施	
② 外郭団体の統合再編検討			各団体の特性を踏まえた新たな事業形態の検討 趣旨目的が類似している事業の統廃合等の検討	
③ 外郭団体自らによる業務体制・給与体系等の検討		業務体制、給与体系等の検討	各団体による見直し	
平成30年度の取組内容	外郭団体に対する市の関与の方向性について、考え方を外郭団体に通知した。また、外郭団体に対する令和元年度予算について、指定管理料の人件費単価等を据置く一方で、指定管理料を非積算とし、外郭団体の経営努力を一層促進させる契機とした。			
令和元年度の取組内容	市が外郭団体に支出する非公募施設の指定管理料について積算の考え方を定め、経費の縮減を図るとともに、外郭団体に趣旨等を説明することで、外郭団体の自立化に向けた経営努力をより一層促した。			
令和2年度の取組内容	平成30年度及び令和元年度の取組に対するモニタリングを継続、外郭団体の経営状況を把握するとともに、今後の対応について検討を行った。			
令和3年度の取組内容	令和2年度に引き続き、団体の取組に対するモニタリングを継続し、外郭団体の経営状況を把握するとともに、今後の対応について検討を行った。			

取組の達成状況 (R3年度末時点)	B: ある程度達成した
下段: 上記の説明	外郭団体に対する市の関与の方向性や、市が外郭団体に支出する非公募施設の指定管理料について積算の考え方を定め、市と外郭団体の役割分担を明確にすることで、外郭団体の自立化に向けた取組を一定進めることができた。

計画期間（平成30年度～令和3年度）の主な成果及び今後の方向性	平成30年度には外郭団体に対する市の関与の方向性について考え方を各団体に通知し、令和元年度からは指定管理料について人件費の積算の考え方を定め、人件費単価等を据置く一方で、指定管理料を非積算とする等、経費の縮減を図るとともに、外郭団体の経営努力を一層促している。今後も外郭団体の自立に向けたサポートを行い、外郭団体の自立化に向けた取組を進めていくとともに、中長期的な外郭団体のあり方について、検討を行っていく。
---------------------------------	--

担当部署	総務部 財政課	関係部署	福祉部 福祉政策課 教育部 地域教育課
------	---------	------	------------------------

（出所：「新・奈良市行財政改革重点取組項目 取組結果」より抜粋）

3. 奈良市新たな行財政改革計画（令和4年度～令和7年度）

（1）概要

市は、平成27年度から3年ごとに重点的に取り組むべき項目を抽出し、「奈良市行財政改革重点取組項目」として取りまとめ、「ヒト・モノ・カネ・情報」の有効活用を進め、経費節減とともに事業の質的向上を図る取組みを進めてきた。

さらに、平成30年度から令和3年度までは財政の健全化と市民サービスの維持向上を目指し、前述のとおり、9項目の新・重点取組項目に取り組んできた経緯がある。

そして、現在は、令和4年度から令和7年度までの4年間で優先的に取り組むべき6つの柱をテーマにした「奈良市新たな行財政改革計画」を策定し、市民ニーズに対応しながら持続的な公共サービスを提供するため、行財政改革に取り組んでいる。

その6つの柱のうち「1. 職員・組織体制の見直し」における取組みの項目として「外郭団体改革の推進」が挙げられている。その内容は次に示すとおりである。

～6つの取組みの柱（内容）と外郭団体に対する取組み～

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. <u>職員・組織体制の見直し</u>2. 歳入の確保3. 歳出の重点化・効率化4. 公共施設の適正化5. DXの推進と業務改革6. 官民連携・協働の推進 |
|--|

「新たな行財政改革計画」の取組項目一覧

取組の柱		取組項目	頁
1	職員・組織体制の見直し	働き方改革による職員数の適正化	4
		民間や地域への業務委託の推進	5
		外郭団体改革の推進	6
2	歳入の確保	歳入増に向けた取組の推進	7
3	歳出の重点化・効率化	予算編成と連動した歳出の重点化・効率化	8
		ごみ処理に係るコストの縮減	9
4	公共施設の適正化	幼保施設等の機能と担い手の最適化	10
		福祉施設のあり方の見直し	11
		連絡所の運営方法等の見直し	12
		人権文化センターのあり方の見直し	13
		公営住宅等のあり方の見直し	14
		その他公共施設の機能に着目した再編	15
5	DXの推進と業務改革	行政手続のデジタル化による利便性・生産性の向上	16
6	官民連携・協働の推進	官民連携の更なる推進	17

(出所：「奈良市新たな行財政改革計画」より抜粋)

取組項目	外郭団体改革の推進
------	-----------

■取組内容

目的	奈良市総合財団、奈良市社会福祉協議会、奈良市生涯学習財団について外郭団体の中でも特に財政負担が大きく、これら3団体の経営健全化を図ることで、負担の軽減と外郭団体が担う行政サービスの向上に繋げる。
実施内容	本市が公共施設の再編を進める中、外郭団体が担う業務の選別と人員の適正化を図るべく、「経営計画」の策定を進め、更なる自立化に向けた体制整備を行う。 また、「経営計画」と、実績の比較による経営状況のモニタリングを行う。

■目標

	現状と課題	実現すべき状況
現状と目標	3団体(総合財団、社会福祉協議会、生涯学習財団)へ支払う令和4年度当初予算額は約29億円であり、本市の財政面で大きな負担となっている。	3団体の一体的な経営も視野に、外郭団体の役割を明確化し、これまで以上に経営健全化が図られている。
期待効果	外郭団体の経営健全化を図ることで、新たな事業領域への進出等、団体の自立化が促される。外郭団体の運営費補助の見直し等による財政効果が見込まれる。	

■年度計画

実施事項	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 外郭団体のあり方の検討	施設管理等外郭団体が担う業務の選別 →	本市が目指す方向性に向け各団体と協議 →	経営健全化に向けたサポート支援 →	
② 経営健全化の推進	計画策定に向け調整 →	経営計画策定 →	経営計画に基づく運営 →	経営計画年次見直し →



【これまでの取組】

本市では平成22年度に18あった外郭団体の内、7つの団体を奈良市総合財団に統合する等、平成25年度に8つ、平成26年度に現在の7つとし、職員数の削減も含め外郭団体の改革に取り組んできた。

担当部署	総務部財政課	関係部署	教育部地域教育課、福祉部福祉政策課
------	--------	------	-------------------

(出所：「奈良市新たな行財政改革計画」より抜粋)

【2】 外郭団体に対する市の関与の状況

1. 財政的関与

(1) 指定管理料

地方自治法第 244 条第 1 項では、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と定めている。一般的に、公の施設に該当するものとしては、学校、公民館、図書館、病院、公園、上下水道及び公営住宅などがある。

公の施設の管理については、かつては地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度があったが、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、地方公共団体が指定する「法人その他の団体」に管理を代行させる指定管理者制度が導入された（地方自治法第 244 条の 2）。この制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、施設の管理運営業務を担う中で、行政処分に該当する施設の使用許可も行うことができることとなる。また、指定管理者の範囲についても特段の制約を設けず、「法人その他の団体」であれば良く、出資団体に限られない民間事業者等も、議会における指定の議決を経て指定管理者となることができる。

地方自治法は、地方公共団体の指定管理者に対するチェック体制として、①指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を作成し提出すること（同法第 244 条の 2 第 7 項）、②地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができること（同法第 244 条の 2 第 10 項）、③監査委員又は外部監査人が、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納関連の事務について監査を行うことができ、その結果については公表することとされていること（同法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項、第 252 条の 42 第 1 項）、などの規定を設けている。これらは、民間事業者等が指定管理者となったとしても、地方公共団体による一定のコントロールの下、当該公の施設の適正な管理を確保する必要があることから置かれたものであると解される（成田頼明監修「指定管理者制度のすべて（改正版）」91 頁参照）。

市は、それぞれの公の施設の根拠条例において指定管理者制度について規定するほかに、「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」において基本的な考え方や取扱い等を示している。この中では、よりよい指定管理者制度のために、その意義・目的について次のとおり述べている。

(2) モニタリングの目的

指定管理者制度においては、法人その他の団体を市が指定管理者として指定し、公の施設の管理運営を行わせることとなるが、当該公の施設の設置目的を達成するために、市には指定管理者による管理運営が適正かつ効果的であるかを監督し、必要な指導を行う責任がある。この責任を果たす上で、モニタリングの実施が必要となる。

具体的には、次に掲げる事項をその目的として実施するものとする。

① 指定管理者による業務の履行状況の確認

指定管理者は、法令・協定・業務仕様書に従って施設を管理運営しなければならない。これらに違反すると、公の施設の意義を没却させ、市民の平等利用を阻害し、又は不適切な管理運営による事故発生を招くおそれがある。そのため、指定管理者による管理運営が、法令・協定を遵守し、業務仕様書に定める事項を実施しているかを確認し、必要な指導を行うことで、適正な管理運営を徹底する。

② 施設の設置目的の達成のための効果的・効率的な管理運営の推進

指定管理者による管理運営は施設の設置目的の達成に資するものでなければならない。そのため、市民の利用状況や評価その他指定管理者による管理運営が施設の設置目的の達成のためにどのような成果を上げたかを把握し、必要な指導を行うことで、一層効果的・効率的な管理運営を図る。

③ 指定管理者による管理運営の安定性・継続性の確保

指定管理者の経営状況の悪化等により管理運営の中断が生じては、利用者に不利益が生じるおそれがある。そのため、指定管理者が指定の期間にわたって安定的に管理運営を継続することが可能な状態であるかを確認し、必要な措置を講じる。

④ 市民に対する説明責任の確保

市の施策や指定管理者の指定に関する説明責任の観点から、施設の管理運営状況を的確に把握し、その成果を評価・検証しなければならない。

(2) 補助金・負担金

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされている。

ここで、補助とは、地方公共団体が特定事業を促進・助成するために相当の反対給付を受けることなく行う無償譲渡とされる（村上順ほか「新基本法コンメンタール地方自治法」283 頁参照）。公益上の必要性の判断に関しては、地方公共団体の裁量が認められるが、裁量権の逸脱濫用があれば違法となる。

一方、負担金は、一般的には、①特定の事業から地方公共団体が特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出する場合、②一定の事業等についてその事業等に要する経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する場合、③任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合、の支出をいうものである（地方財務実務提要第2巻4、210頁参照）が、地方公共団体の歳出予算に関する節の区分（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条）上は、「負担金、補助及び交付金」として、補助金類似のものと位置付けられている。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）においては、補助金と負担金をまとめて規定している。

市では、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）により、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項が定められており、個別の補助金については個別の要綱により規定されている。

（3）委託料

委託は、地方自治体等が直接行うべき業務を地方自治体等に代わって受託者が実施するものである。委託契約には、公法上の契約と私法上の契約があるが、その多くは、通常、地方公共団体が私人と対等の地位で締結する「私法上の契約」であり、市が外郭団体と締結している契約も私法上の契約である。そのため、地方自治法等の適用があることを除き、基本的には、民法（明治29年法律第89号）その他の私法に規定されている。民法上の契約類型には「委託契約」という契約はないが、一般的な「委託契約」の内容の多くは委任ないし準委任契約や請負契約に相当する。

地方公共団体における委託契約については、職員ではそもそも担うことができない業務につき、外部の事業者へ委託を行い、その事業者の物的・人的資源（専門性・ノウハウ・見識・知見）等を活用する形で、当該事業者へ実施させることができるというメリットがある。また、必ずしも市の職員が担うことができないわけではないが、委託先事業者へ委ねる方が効率的・効果的に事業の実施が可能である場合等にも、委託契約を利用するメリットがあるといえる。

令和4年度の外郭団体への財政的関与の状況をまとめると次のとおりである。なお、シルバー人材センターの委託料については、すべて高齢者に提供する業務の受託であることから本報告書においては市の財政的関与には含めないものとする。

団体名	指定管理料	補助金・負担金	委託料（指定管理料は除く）
総合財団	○	○	—
生涯学習財団	○	○	○
清美公社	—	—	○
市街地開発	○	—	○
社会福祉協議会	○	○	○
シルバー人材センター	—	○	—
観光協会	—	○	○

2. 人的関与

(1) 株式会社以外

外郭団体等への地方公共団体の職員の派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）により規制されている。同法では、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定める法人に対して、当該法人との間の取決めにに基づき、法人等の業務にその役職員として専従させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる（同法第2条第1項）。

- ①一般社団法人又は一般財団法人
- ②一般地方独立行政法人
- ③特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの
- ④地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織で同項の届出をしたもの

市においては、公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例（平成14年奈良市条例第10号）第2条第1項及び公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号）第2条により、外郭団体のうち、社会福祉協議会、総合財団、生涯学習財団及び観光協会へ職員を派遣することができる。

また、職員の派遣を行う場合、派遣される職員の人件費については、地方公共団体から給与を支給しないことが原則である（同法第6条第1項）。ただし、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であって、その実施により

地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、条例で定めるところにより、給与を支給することができる（同条第2項）とされている。市においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の100以内を支給することができるかとされている。

(2) 株式会社

地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものについては、当該会社との取決めに従い、職員が一度退職して当該会社での職務に従事し、会社での勤務期間終了後に地方公共団体の職員に復職するという方法が、同法第10条第1項に規定されている。

市においては、公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例第2条第1項及び公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則第2条において、職員を派遣することができる株式会社の記載はない。

令和4年度の外郭団体への人的関与の状況をまとめると以下のとおりである。

団体名	市の人的関与に関する団体の方針	出資関係	市職員の派遣の有無 (派遣先で職員として従事)
総合財団	規定なし	あり	なし
生涯学習財団	規定なし	あり	なし
清美公社	規定なし ※役員は公募している。ただし、慣習的に所管部署の役職者が兼務している。	あり	なし
市街地開発	規定なし ※役員については、慣習的に所管部署の役職者が兼務している。	あり	なし
社会福祉協議会	規定なし	なし	なし
シルバー人材センター	規定なし	なし	なし
観光協会	規定なし ただし、委託事業で市との連携の必要性から、市の職員が出向している。	なし	2名

【3】 市の外郭団体と包括外部監査の関係

1. 外郭団体について

前述のとおり、市は出資団体4団体を含む7団体を外郭団体と位置づけている。これら外郭団体に対しては、それぞれの団体の市の関与状況に応じて、事業報告の閲覧や定期的な実地調査等を通じてモニタリングを行い、財政運営の状況を確認の上で、必要な指導監督を行っている。ただし、明確に規定はされていない。

なお、地方自治法においては、「外郭団体」の定義や外郭団体に関する規定はなく、市の条例等にもそのような規定はない。そのため、包括外部監査にあたっては、外郭団体の扱いに関して、関連する他の規定を斟酌している。

2. 財政援助団体等について

地方自治法は、地方公共団体との関係で、財政援助や出資等で、一定の条件を満たすものを財政援助団体等と位置付け、監査委員は、当該団体に対して監査を行うことができるとしている。いわゆる、監査委員が行う財政援助団体等監査である。財政援助団体等監査については、地方自治法第199条第7項にて規定されている。

＜地方自治法第199条第7項＞

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、(中略)についても、同様とする。

市においては、奈良市監査基準(令和2年奈良市監査委員告示第11号)第8条「監査等の種類」において、上記の条項に基づく財政援助団体等監査を対象としている。

ここで、地方自治法第199条第7項の後段の「当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)において、「普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人」と規定されている。つまり、普通地方公共団体が25%以上出資している法人は、財政援助団体等に該当する。

＜地方自治法施行令第140条の7第1項＞

地方自治法第199条第7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人とする。

また、地方自治法は、包括外部監査人が必要があると認めるときは、当該財政援助団体等に対して監査することができることを条例により定めることができるとしている。

<地方自治法第 252 条の 37 第 4 項>

包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの（中略）、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

上記の条項に基づき、市においては、奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例により、包括外部監査人が監査することができる対象として、財政的援助団体等を挙げている。

<奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条>

法第 252 条の 29 に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 市が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 市が出資しているもので法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
(以下、略)

以上から、市では、監査委員の監査対象である財政援助団体等に対して、包括外部監査人も同様に監査を行うことができる。

3. 外郭団体と包括外部監査対象の関係について

現在、市が外郭団体と位置付けている団体のうち、総合財団、生涯学習財団、清美公社及び市街地開発は、市が 100%出資している法人であるため、財政援助団体等に該当する。残る 3 団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター及び観光協会は、市の出資法人ではないものの、市から補助金、委託料又は指定管理料の受入があり、地方自治法第 199 条第 7 項に規定する「当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの」に該当すると認識される。

そのため、今回の包括外部監査においては、財政援助団体等が包括外部監査の対象となり得るという条件を踏まえ、これらの外郭団体に対して監査の公平性を保ちつつ監査を行うものとした。

【4】 監査対象とした外郭団体

前述のとおり、市は以下7つの団体を外郭団体と位置付けている。包括外部監査ではこれら全ての外郭団体を監査の対象とした。

～監査対象とした外郭団体～

No.	外郭団体
1	総合財団
2	生涯学習財団
3	清美公社
4	市街地開発
5	社会福祉協議会
6	シルバー人材センター
7	観光協会

なお、法的には、財政援助団体等への市の指導監督権限は、市が4分の1以上出資している法人であるかどうかにより異なる。

地方自治法第221条に基づく「予算の執行に関する長の調査権等」では、市が4分の1以上出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、土地開発公社に対しては、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができるとしている。

一方で、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者に対しては、予算の執行の適正を期するため、その状況を調査し、又は報告を徴することができるとしている。

<地方自治法第221条>

1. 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
2. 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
3. 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定める

もの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

さらに、前述のとおり、市の監査委員監査においては、地方自治法第 199 条第 7 項に関する出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに限り監査することができるとしている。

ただし、外郭団体を包括外部監査する過程において発見された事項については、市の指導監督や監査委員監査の対象外であり、団体に対して直接指摘する権限はないといえども、外郭団体を所管する市に報告することは、包括外部監査の目的を逸脱するものではないと考える。なぜなら、例えば、団体の運営に関する事項や会計に関する事項などの問題が識別された場合に、市の外郭団体への財政援助に関する財務事務（出納事務）に何らかの影響を与える可能性があると考えられるためである。

以上から、「第 4 監査の結果及び意見」に記載した【結果】又は【意見】は各団体に関する事項であるものの、同時に市によるモニタリング又は指導監督の改善につながることを期待される事項である。

第3 監査の総括

【1】 市における外郭団体のあり方に関する総括

本監査は「第1 監査の概要 【3】 包括外部監査の方法 1. 監査の視点」に記載した3つの視点で実施に臨んだものである。

そのうち「市の外郭団体を総括的に監理する部署における監査の視点」において、以下に述べるとおり、外郭団体のあり方に関して検討の余地があると考えており、今後の市政運営において留意することが望まれるものである。

1. 外郭団体を対象とした取組みの背景

『外郭団体』とは、通説的には「官庁、公共団体などの組織の外部にあって、これと連携し、その活動や事業を支援する団体」である。そして、民間の資金や人材、経営のノウハウを活用することにより、公共的・公益的な事業やサービスを、地方公共団体が直接実施するよりも効率的・効果的に行えるなどのメリットを活かすために、多くの地方公共団体で外郭団体が設立されてきた。

しかしながら、外郭団体を取り巻く環境の変化を背景に、国は平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等（外郭団体）の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組みを地方公共団体に要請した。市が平成23年1月「外郭団体の統廃合に関する指針」を策定し、実際に外郭団体の統廃合を進めたのも、この要請を踏まえてのことである。

国はさらに、平成26年度に「第三セクター等の経営健全化に関する指針」を策定し、各地方公共団体において、自らの判断と責任による第三セクター等の効率化・経営健全化にさらに取り組むことを要請してきた。その要請を踏まえて、市でも行財政改革の重点項目として「外郭団体の経営改革（平成27年度～平成29年度）」や「外郭団体の経営自立化（平成30年度～令和3年度）」を掲げて、一定の取組みが進められてきた。「奈良市新たな行財政改革計画（令和4年度～令和7年度）」でも「外郭団体改革の推進」が掲げられている。

以上の、市の取組みについては「第2【1】市の外郭団体に関する取組みの概要」に記載しているとおりである。

2. 外郭団体の定義について（意見①）

市のホームページ『奈良市の外郭団体改革』では、「奈良市の外郭団体（平成26年4月1日現在）」として、次の団体が公表されている。

1. 一般財団法人奈良市総合財団	5. 奈良市市街地開発株式会社
2. 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	6. 公益社団法人奈良市シルバー人材センター
3. 株式会社奈良市清美公社	7. 公益財団法人奈良市生涯学習財団
4. 公益社団法人奈良市観光協会	(注) 下線は当該団体ホームページへのリンク有

市の外郭団体数は、過去に進められた統廃合によって、上掲の7団体まで削減されているが、これらは統廃合に関する指針が策定された時点の団体が基礎となっている。以後の環境変化を鑑みると、官民連携が進められている事業はこの7団体に限られないことから、「地方公共団体と連携し、その活動や事業を支援する団体」という通説的な定義において「外郭団体」に当たる団体がほかにも存在する可能性は否定できない。

また、外郭団体を市のホームページにおいて公表することの意義については、市民に対して外郭団体の存在を周知するだけでなく、外郭団体の役割・市政との関わりや取組みを発信することにあると考える。それゆえ、公表することに意義のある「外郭団体」とその情報が掲載・公表されるべきである。

この点、市がどういった団体を「外郭団体」と定義してホームページに掲載・公表しているのかは判然としていない。

外郭団体の情報をホームページに掲載している他市を見ると、以下のように、市としてどういう団体を「外郭団体」としているか、その定義を明記している事例が比較的多く見られる。

◆ 小田原市（ホームページ『外郭団体の概要』）

外郭団体の概要

公表の概要

小田原市が設立または、経営に深く関わり、行政の補完的な機能を果たしている外郭団体の概要について公表いたします。

本市の外郭団体の位置づけ

次の要件を満たす、本市との関わりが深い団体を外郭団体と位置づけています。

- 市が出資(出えん)又は補助金等を支出し財政的支援をしている団体。
ただし、出資(出えん)額については、その資本金又はその他これらに準ずるものの25%以上とする。
- 行政を補完する事業を行っている団体、あるいは行政の根幹を成す業務を受託している団体。
また、これ以外、独自事業をほとんど有しない団体。

本市の外郭団体

本市では、上記の位置づけにより次の7団体を外郭団体としています。

外郭団体のページ

[更新日：2024年1月11日]

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



外郭団体とは

外郭団体とは、多様化した市民ニーズに対して迅速な公共サービスを提供することを目的として、市が出資（出えん）、又は継続的に人的若しくは財政的に関与している団体です。生駒市が出資等を行っている団体は、20団体（令和5年3月31日現在）ありますが、ここでは、次の要件を満たし、本市との関わりが深い団体を外郭団体として経営状況等を公表しています。

1. 生駒市が設置した地方公社
2. 生駒市が4分の1以上を出資している法人で、生駒市の出資割合が最大のもの
3. その他市と人的、財政的及び業務内容において強い関連性を持ち、市が主体的に指導、調整を行う必要がある団体

地方自治法第 199 条第 7 項に規定される財政援助団体等が外郭団体とされることは疑う余地のないところであるが、それだけに限定されず、それぞれの地方公共団体が独自の要件で「外郭団体」を規定することができる。

市も、どういう団体を外郭団体とするかについて、後述する外郭団体のあり方に関する指針とともにその要件を検討し、市としての定義を明確にすることが望まれる。

3. 外郭団体に関する情報の公開・発信について（意見②）

上記 2. で示したとおり、市のホームページには、7つの外郭団体が掲載されており、そのうち5団体については当該団体が開設しているホームページにリンクが貼られ、各団体の情報に直接アクセスできるようにされている。現状では、当該団体について知りたい情報を、閲覧者が自らそのホームページにアクセスして探すことになる。その団体についての情報を得る目的においては有用であるものの、外郭団体改革が進められる中で、各団体がどのような状況にあるかについて端的に知ることはできない状態である。

また、『奈良市の外郭団体改革』のホームページには、外郭団体名のほか、「外郭団体数及び役職員数の推移」、過去に統廃合された団体名、「外郭団体の統廃合に関する指針」及び「奈良市総合財団設立趣意書」が掲載されているが、ホームページ自体の更新日は本報告書作成時点（令和6年1月）で“2019年（令和元年）11月7日”、掲載情報は“平成26年4月1日現在”となっており、この間何ら情報が更新されていない状態である。

ホームページを設けて情報を公開・発信することの意義は、市として市民に説明責任を果たすに足る情報を提供することにあると考える。その観点からすると、現在の当該ホームページは本来の役割を果たせていないといえる。その根源的な要因は、外郭団体改革について、どういう情報を公開・発信するかについての

方針が明確でないことにあると考える。

当該ホームページでは、〈このページに関するお問い合わせ先〉は財政課となっているが、明確な方針なく財政課に一任されるべきものではない。後述する外郭団体のあり方に関する指針とともに、説明責任の観点から、外郭団体改革に関して公開・発信する情報の内容、更新時期など当該ホームページの運用方針を検討し、市民に対して有意義な情報を適時に公開・発信する体制の運用が望まれる。

4. 外郭団体の評価・モニタリングについて（意見③）

「第2【1】市の外郭団体に関する取組みの概要」に記載のとおり、市は過去、行財政改革の重点項目として「外郭団体の経営改革（平成27年度～平成29年度）」及び「外郭団体の経営自立化（平成30年度～令和3年度）」を掲げて取り組み、その取組結果について公表されている。

いずれも対象団体が、特に市とのつながりが強く、組織規模の大きい3団体（総合財団、社会福祉協議会及び生涯学習財団）に限定されたものとなっている。重点項目ゆえ対象団体を絞ることに異論はないが、「経営改革」及び「経営自立化」というテーマはそれ以外の団体にも当てはまることを鑑みると、全ての団体を対象として同じような取組みがあつて然るべきとの印象は否めないところである。

3団体を対象とした、これら重点項目の計画と取組結果を見ると、「外郭団体の経営改革（平成27年度～平成29年度）」では、目標指数が未設定であり、また、対象団体ごとの具体的な取組施策と目標、それに対する取組実績と評価を知ることができないものとなっていた。「外郭団体の経営自立化（平成30年度～令和3年度）」では、計画において対象団体ごとの数値目標は示されたが、対象団体ごとの具体的な取組施策は示されず、取組実績と評価（達成度合い）も団体ごとには示されていない。

具体的な取組みは、記載ぶりから、重点項目に示された実施事項について、各団体の所管課がそれぞれ主導して進められたことが窺えるが、取組結果の評価は「外郭団体の経営改革（平成27年度～平成29年度）」⇒「B：項目の計画を一部達成（50%以上80%未満）」、「外郭団体の経営自立化（平成30年度～令和3年度）」⇒「B：ある程度達成した」とあり、各団体の取組結果がどのように評価されて、総括的に「B」評価となったのか、その過程は示されていない。

外郭団体はそれぞれに事業目的があることから、置かれている環境は決して一様ではなく、市の関与状況も異なるはずである。その前提に立つと、外郭団体改革を進めるにあたっては、計画期間にわたり、団体ごとに、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）、いわゆるPDCAサイクルで、取組みを進める必要がある。市の取組みも、そのように進められているが、仕組みとして明文的に確立されたものとなっていない。

このPDCAサイクルが機能するためには、目標と施策の明確化・具体化、関

係者の合意、自己評価とモニタリングといった要点がある。これらの要点を踏まえて、外郭団体ごとにPDCAサイクルを運用し、それを所管課がモニタリングする、そして、市として外郭団体を総括的に監理する部署（財政課）が所管課によるモニタリング結果を評価するという運用体制が望ましいと考える。

後述する外郭団体のあり方に関する指針とともに、そうした、市としての、外郭団体改革の取組みを評価する仕組みを構築すること、加えて、市民に対する説明責任を果たすため、例えば、評価表といった形をもって、取組状況を定期的に公表することが望まれる。

なお、上述のとおり、外郭団体ごとの取組みを評価する仕組み、然るべき評価体系が確立されていないことから、各団体の取組結果の評価の妥当性を監査するには及ばなかった。

5. 外郭団体のあり方に関する指針の策定について（意見④）

市では、「外郭団体の統廃合に関する指針」を策定し、7団体の統合と4団体の廃止等が進められた結果、外郭団体は平成26年度に7団体となり、現在に至っている。

近年、指定管理者制度の導入施設の拡大や公益法人制度改革、NPO法人制度の進展などによって、外郭団体でなくとも参入できる事業領域が拡大してきており、多様な民間活力の活用を図るための外郭団体という位置づけは大きく変化してきている。そのような環境変化に加え、住民のニーズが複雑・多様化する中で、外郭団体とともに市政を推進していくには、より緊密な連携の下、限られた人的・財政的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的に事業を実施していく必要がある。

平成27年度以降、市が「経営改革」及び「経営自立化」を掲げて進めてきた取組みも、そのような必要性に沿ったものであると考えられるが、統廃合を進める際のような「指針」なるものが策定されないまま、それらの取組みが進められてきた。今後も外郭団体改革が継続して進められることを勘案すると、それぞれの外郭団体に期待される役割や将来の方向性、各団体に対する市の関与のあり方を改めて整理し、外郭団体における公正で透明性の高い運営の確保、経営の健全性の確保等を図るため、外郭団体のあり方に関する指針を策定することが望まれる。

また、現在、「奈良市新たな行財政改革計画（令和4年度～令和7年度）」の中で、外郭団体改革に関しては「3団体（総合財団、社会福祉協議会及び生涯学習財団）の一体的な経営も視野に、外郭団体の役割を明確化し、これまで以上に経営健全化が図られている」状況を実現すべく、①外郭団体のあり方の検討、②経営健全化の推進を実施事項としている。この実施事項を進める上でも、指針の策定は必要であると考えられる。

なお、上述のとおり、外郭団体に対する市の関与のあり方を評価する上で、判

断基準となる指針が策定されていないことから、各団体に対する市（所管課）の関与の妥当性を監査するには及ばなかった。

6. 外郭団体のあり方に関する取組み事例

外郭団体のあり方に関しては、各地方公共団体がそれぞれ方針をもって取り組んでいる。そうした他市の取組み事例を見た中から、明確な方針を定めて体系的に取り組んでおり、市が今後見直しを進める上で参考になると考えた事例として、滋賀県大津市、東京都町田市を挙げておく。

◆ 大津市（ホームページ『外郭団体』）

外郭団体

いいね!
シェアする
% ポスト
更新日：2023年11月29日

大津市外郭団体の在り方に関する基本方針

外郭団体は、市民生活に密着した様々な分野で公の施設の管理や公的サービスの提供を行うなど、市政推進のパートナーとして重要な役割を果たしてきました。

市では、市民のニーズが複雑・多様化する中で、外郭団体とともに市政を推進していくに当たり、大津市外郭団体の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定め、より緊密な連携の下、限られた人的・財政的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的な事業の実施を目指しています。

📄 [大津市外郭団体の在り方に関する基本方針 \(PDFファイル: 184.5KB\)](#)

外郭団体の定義及び範囲

外郭団体の定義

市では、次のいずれかに該当する法人を外郭団体と定義しています。

1. 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
2. 市の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人のうち、市が継続的に人的又は財政的な支援をしているなど、1に掲げる法人に準じて取り扱う必要があるもの

外郭団体の範囲

基本方針の対象となる外郭団体は、次の表のとおりです。なお、表中の区分欄は、上記外郭団体の定義における区分を示しています。

名称（各団体の名称をクリックするとそれぞれのホームページへ移動します。）	区分
公益財団法人大津市公園緑地協会	1
公益財団法人大津市国際観音協会	1
一般財団法人大津市勤労者互助会	1
公益社団法人びわ湖大津観光協会	2
公益社団法人大津市シルバー人材センター	2
一般社団法人大津市スポーツ協会	1
社会福祉法人大津市社会福祉協議会	2
社会福祉法人大津市社会福祉事業団	1
浜大津都市開発株式会社	1
株式会社まちづくり大津	2

なお、法令等に基づく独自の評価制度による評価を受ける地方独立行政法人市立大津市民病院及びびわ湖ブルーエナジー株式会社は、対象外としています。

また、株式売却により出資比率が4分の1を下回ることが見込まれる株式会社大津ガスサービスセンターについても、対象外としています。

外郭団体の経営状況等

外郭団体に対する支援や指導・関与の在り方を検討するための基礎資料として、外郭団体の概要、組織の状況、財務情報、市の財政的関与の状況等を記載した外郭団体経営状況等調査票を毎年作成し、公表しています。

各団体の経営状況等

団体名（経営状況等調査票）	所管所属	市出資金 (千円)	出資 割合	派遣職 員数
公益財団法人大津市公園緑地協会 (PDFファイル: 140.4KB)	公園緑地課	30,000	100%	0人
公益財団法人大津市国際観音協会 (PDFファイル: 142.1KB)	観光振興課MI CE推進室	30,000	99.6%	0人
一般財団法人大津市勤労者互助会 (PDFファイル: 138.9KB)	商工労働政策課	79,660	88.8%	0人
公益社団法人びわ湖大津観光協会 (PDFファイル: 158KB) (PDFファイル: 158.6KB)	観光振興課	-	-	0人
公益社団法人大津市シルバー人材センター (PDFファイル: 147.3KB)	長寿政策課	-	-	0人
一般社団法人大津市スポーツ協会 (PDFファイル: 275.9KB)	スポーツ課	15,000	100%	0人
社会福祉法人大津市社会福祉協議会 (PDFファイル: 156KB)	福祉政策課	-	-	0人
社会福祉法人大津市社会福祉事業団 (PDFファイル: 159.2KB)	長寿施設課	3,000	100%	0人
浜大津都市開発株式会社 (PDFファイル: 81.2KB)	都市魅力創造課	13,500	25.4%	0人
株式会社まちづくり大津 (PDFファイル: 85.2KB)	都市魅力創造課	10,000	20.8%	0人

なお、派遣職員数の欄は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣職員数を記載しています。

各団体の経営状況等の詳細については、それぞれの所管所属にお問い合わせください。

大津市は、奈良市と同じ近畿圏の中で、県庁所在地の市であること、人口が350千人前後の中核市であることなど、規模や社会文化的な位置づけの観点で近い

ところが多い。

同市のホームページに掲載されている情報によると、「大津市外郭団体の在り方に関する基本方針（令和5年3月31日制定）」において、外郭団体の定義と対象となる外郭団体、外郭団体に期待される事項、市の外郭団体に対する関与のあり方、実施体制が定められている。その基本方針に基づく運用として、「外郭団体経営状況等調査票」をもって全ての対象団体の経営状況等が公表されている。

◆ 町田市（ホームページ『町田市の外郭団体について』）

町田市の外郭団体について

町田市では、多様化・高度化する市民ニーズに対し、効率的・効果的に行政サービスを提供するため、公益的な事業を担う外郭団体に対して、財政的援助や人的援助を行い、団体と共に協働の推進に努めています。これらの団体のうち、市からの財政的援助・人的援助が特に大きい団体を「外郭団体」として指定しています。現在の外郭団体数は16団体です。また、市からの財政的援助や人的援助の度合いに応じて、外郭団体を「監理団体」と「基本情報公表団体」に区分し、区分に応じた関与を行っています。

■ [外郭団体の指定について（PDF・488KB）](#)
 町田市の外郭団体の指定要件、指導監督区分など、外郭団体の指定に関する詳細はこちらをご覧ください。

町田市外郭団体一覧

1 監理団体

名称	所在地	代表者 就任年月日	出資・ 出捐割合	設立年
一般財団法人 町田市勤労福祉サービスセンター	町田市森野2-27-10	井之上 賢一 2009年4月1日	100%	1993(H15)
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	町田市森野2-2-36	高橋 豊 2021年6月29日	100%	2004(H16)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	町田市下小山田町3160	福田 均 2023年4月1日	100%	2012 (H24)
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	町田市厚町4-9-8	坂本 悦次 2022年6月29日	100%	2019(H31)
株式会社 町田新産業創造センター	町田市中町1-4-2	赤塚 真一 2021年4月1日	90%	2013 (H25)
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	町田市厚町4-10-20	清水 行雄 2019年5月27日	67%	2009(H21)
株式会社 町田まちづくり公社	町田市厚町4-10-20	石阪 成一 2006年6月22日	58%	1999(H11)
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	町田市鶴間3-1-4	赤塚 真一 2021年4月1日	50%	2020(R2)
特別法人 町田市土地開発公社	町田市森野2-2-22町田市役所内	坂本 悦次 2022年4月9日	100%	1974(S49)
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	町田市厚町4-9-8	鈴木 忠 2021年6月23日	0%	1969(S44)

2 基本情報公表団体

名称	所在地	代表者 就任年月日	出資・ 出捐割合	設立年
エルム・スリー管理株式会社	町田市厚町3-2-9	三浦 孝義 1990年3月9日	30%	1990(H2)
株式会社町田センタービル	町田市厚町6-8-1	松村 誠 2012年6月19日	26%	2002(H14)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	町田市森野4-8-39	星坂 昌毅 2014年3月28日	8%	2002(H14)
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	町田市森野1-1-15	丹田 公和 2023年6月23日	-	1980(S55)
一般財団法人 町田市体育協会	町田市南成精5-12	菅原 修 2011年4月1日	0%	2011 (H23)
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	町田市厚町3-8-5	多田 隆史 2020年6月23日	-	2012 (H24)

※資本金または基本金に対する町田市の出資金または出捐金の割合。資本金または基本金がない法人は「-」で表記。

関連資料

■ [町田市外郭団体の指定及び運営に係る指導監督に関する事務取扱要綱（PDF・145KB）](#)

町田市の特徴は、外郭団体に「指定」という枠組みを採り入れていることにある。そして、外郭団体を条例にて定義した上で、市からの財政的援助や人的援助の度合いに応じて、「監理団体」と「基本情報公表団体」に区分し、区分に応じた関与を行うこととしている。

そうした外郭団体の指定及び運営に係る指導監督に関する事務に関して必要な事項を事務取扱要綱として定め、運用されている。

【2】 外郭団体とその所管部署における監査の総括

外郭団体とその所管部署における監査に係る指摘については、44 頁以降の「第 4 監査の結果及び意見（各論）」に、外郭団体ごとに取りまとめているところである。本章では、監査の結果及び意見を外郭団体ごとに次の一覧に整理した上で、質的に重要と思われる事項（○印を付したもの）を取り上げている。

監査の「結果」「意見」「参考」の区分について、以下の取扱いとする。これらは今後の外郭団体の運営や市政運営において留意することが望まれるものである。

結果	意見	参考
<ul style="list-style-type: none">・ 法令等（法令、条例、規則、規程、要綱等）に抵触するもの。ただし、明らかに軽微なもの（単純ミス等他に影響しないもの）は除く。・ 法令等の違反でなくても、不当であるもの、又はその行為が正当性を欠き、市に是正や改善を求めるもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 結果以外のもの・ 経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等のために、市に改善を要望するもの。	<ul style="list-style-type: none">・ 結果及び意見以外のもの。経済性・効率性・有効性等の観点から、施策や事業の運営合理化等に資するため、推奨するもの。

監査の結果及び意見	区分	※	該当 ページ
総括			
外郭団体の定義について	意見①	○	30
外郭団体に関する情報の公開・発信について	意見②	○	32
外郭団体の評価・モニタリングについて	意見③	○	33
外郭団体のあり方に関する指針の策定について	意見④	○	34
総合財団			
再委託に関する申請漏れについて	結果①	○	48
再委託に関する文言の誤りについて	結果②		48
精算内容の明示について	意見⑤		49
飲食等スペース運営業務に係る再委託申請漏れについて	結果③	○	50
基本協定書と奈良市ならまちセンター条例施行規則との貸与備品情報の不整合について	結果④		50
基本協定書と再委託契約書との貸与備品情報の不整合について	意見⑥		51
公益通報制度の導入について	意見⑦	○	51
生涯学習財団			
職員のモチベーション維持について	意見⑧		56
中期計画の策定について	意見⑨	○	56
内部留保（剰余金）が生じていることについて	意見⑩		57
備品等の修繕に関する定義の明確化について	意見⑪		58
定量的な目標の設定について	意見⑫	○	58
賞与引当金に対する法定福利費の未計上	結果⑤		59
自家用車利用者の公平性について	意見⑬		59
情報管理規程について	意見⑭	○	60
リース資産に関する現物照合の未実施	結果⑥		61
会計処理規程と重要な会計方針の相違	結果⑦		62
財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」における補助金の記載漏れ	結果⑧		63

※質的に重要と思われる事項

監査の結果及び意見	区分	※	該当 ページ
清美公社			
受託事業の契約書に係る仕様書の不存在について	結果⑨		69
職員の私物現金による釣銭現金の運用について	結果⑩		69
日報の検印漏れについて	意見⑮		70
法人金庫内の管理について	意見⑯		70
公益通報制度の導入について	意見⑰	○	70
退職給与引当金、退職給付費用の開示について	結果⑪		70
退職給付引当金の設定方法について	参考①		71
電話加入権の評価損について	意見⑱		71
中小企業会計要領を適用している旨の開示について	結果⑫		72
中期計画の策定について	意見⑲	○	72
事業管理指標設定の必要性について	意見⑳	○	72
浄化槽収入の予算算出方法の見直しについて	意見㉑		72
市街地開発			
規程が現在の実務と整合していないことについて	意見㉒		76
電話加入権の除却	結果⑬		77
社会福祉協議会			
中期計画の策定について	意見㉓	○	82
月次報告資料の誤り	結果⑭		82
会長への月次報告と決裁タイミングについて	意見㉔		83
固定資産の処分手続について	意見㉕		83
固定資産確認表の記入漏れ	結果⑮		84
固定資産管理表の記載について	意見㉖		84
市の貸与備品における実査	結果⑯		85
シルバー人材センター			
なし			
観光協会			
情報の活用の検討について	参考②		94
貸借対照表内訳表における現金預金のマイナス表記について	意見㉗		95

※質的に重要と思われる事項

結果：16項目、意見：27項目、参考：2項目

1. 再委託に関する申請漏れについて（総合財団：結果①、結果③）

ならまちセンターの管理に関する基本協定書の第 14 条「業務委託の制限」には、「総合財団は、管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない（再委託の禁止）が、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、主たる管理業務（警備、修理、保守点検、清掃等）を除く管理業務を、第三者に委託し、又は請け負わせることができる」と規定されている。

総合財団では、前年度末時点で、入札が開始している次年度の再委託業務の一覧を市に提出し、市から承諾書を入手している。一方で、年度開始後に入札を開始し、期中に契約した再委託事業においては、市の所管の承認を得ていたものの、承諾書の入手を失念していた。

同様に、奈良市ならまちセンター指定管理者業務仕様書（基本協定書別記 1）の「Ⅱ. 指定管理者が行う業務の範囲」において、飲食等スペース運営業務が施設管理事業の対象に含まれている。飲食等スペース運営業務については、基本協定書第 14 条に基づき、総合財団から外部業者に再委託しているが、所管課に当該業務の再委託の申請をしていなかった。

基本協定書の規定に基づき、期中で新規に契約を締結した再委託業務についても漏れなく申請し、市からの承諾書を入手すべきである。

2. 公益通報制度の導入について（総合財団：意見⑦、清美公社：意見⑱）

令和 4 年 6 月 1 日に施行された改正公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 11 条第 1 項では、事業者には、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられている。なお、労働者 300 人以下の事業者は努力義務とされており、総合財団及び清美公社は努力義務の対象となる。

総合財団及び清美公社では、組織内で何か問題が生じた場合に、適時に直属の上司に情報共有することとしているが、現状では公益通報制度が設けられていない。努力義務の対象ではあるが、市の外郭団体であること、市民との接点が多い性質の事業を展開していることから、市の対応方法に準じて、公益通報制度の導入に関する検討を行うべきである。

3. 中期計画の策定について（生涯学習財団：意見⑨、清美公社：意見⑲、社会福祉協議会：意見㉓）

経営改革を推進するにあたっては、その方向性や進捗の羅針盤となる中長期的な経営計画が必要となるが、意見として記載した以下の 3 団体については、その策定が望まれる。

まず、生涯学習財団では、従前から公民館 24 館では各館で年度ごとの事業計画を立案し、年度末に計画に対する振返りを実施している。また、生涯学習財団（法人）としても年度ベースで事業計画を策定している。これに対し、中長期の視点での財団全体の運営方針や事業展開等を示す中期計画は策定されていない。その背景には、収入の多くが指定管理料という固定収入であること、支出の多くも人件費をはじめ固定的な性質のものが多くことから戦略的発想が生まれ難く、中期計画の必要性がそれほど意識されなかったことがあると考えられる。しかし、現在、市の「奈良市公民館運営審議会」において議論されているように、今後の公民館のあり方との関連からも策定すべきではないかという声があり、策定に向けたワーキンググループを令和 5 年度に立ち上げている状況である。そのため、ワーキンググループでの策定状況を注視することが必要である。なお、現在は、公民館及び児童館の指定管理を受託できているが、当該指定管理の受託を所与としない前提で、生涯学習財団という法人を自主自立して運営していくことが要請されることから、将来ビジョンや事業の方向性を明確にするためにも中期計画を策定することが望まれる。

次に清美公社では、設備投資については令和 10 年までの計画表を作成しているが、全体の損益予算及び資金計画について 3 年～5 年の中長期の業績予測に資する中期計画が作成されていない。受託収入及び人件費など一定額で推移する性質の科目や修繕費などの発生時点が予測可能な科目があることから、これらを踏まえて中期計画を作成することが望まれる。

最後に社会福祉協議会では、「第 4 次奈良市地域福祉計画」及び「第 3 次奈良市地域福祉活動計画」に連動する形で、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間を計画期間とする「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」を策定している。その「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」では、重点項目として、①事業推進のための組織体制の強化、②職員の専門性と総合力の強化、③安定した経営のための財政基盤の強化、④実施計画を着実に進めるための体制づくりという重点項目が示され、それぞれに達成指標が設定されている。しかし、各重点項目や達成指標は文言で定性的に記載されているのみであり、具体的な数値目標は示されていない。また、「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」に掲げた各重点項目の取組みの進捗とともに、法人運営の結果（収支）がどのようになるのかを示す中期的な収支計画も作成されていない。

社会福祉協議会は、多くの施設で指定管理者となり指定管理収入を収受しており、また、一定程度の補助金を得ているが、それらは「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」で取り組む事業・施策と密接に関連すると考えられる。そのため、収入及び人件費などは、市からの財政的支援が重要財源となっているものであり、また、一定額で推移する性質のものが多く含まれていることから、「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」に掲げた各重点項目の進捗度合いを計る観点からも中長

期での収支予算及び資金計画を作成することが望まれる。

4. 定量的な目標の設定について（生涯学習財団：意見⑫）、事業管理指標設定の必要性について（清美公社：意見⑳）

経営的な取組みの状況を客観的に評価するには、達成すべき指標の設定が必要であるが、以下の2団体については、そうした指標による経営管理が望まれる。

まず、生涯学習財団では、事業計画の策定時に、各館及び生涯学習財団全体としての定性的な目標を策定しており、年度末にその達成状況を生涯学習財団で自己評価している。しかし、達成状況を客観的に評価するに資する定量的な目標は設定されていない。そのため、あくまでも定性的な目標に対して、主観的に達成できているかどうかを判断している状況である。なお、一部の公民館においては、生涯学習財団として機関決定されたものではなく独自に定量的な目標を定めているところもあるが、必須ではない状況である。各館で達成したい目標は異なるものの、立てた目標を達成していくためには、例えば、稼働状況がどのようになっているのか、各館にある部屋の形態別にどの施設がよく利用されているのか、低稼働の施設の利用をいかに上げていくのかといった一定の定量的指標が必要である。そして、実際の運営において、定量的な目標の達成・進捗を評価し、その要因の分析結果を基に次の施策を検討する、といういわゆるPDCAサイクルを廻すことが期待される。生涯学習財団の運営をより健全な、自律的なものとする観点からもPDCAサイクルは推奨されるべきところであり、そのために定量的な目標を設定し、その目標の達成を目指す運営を行っていくべきである。

次に、清美公社では、車両稼働率など法人で重視している指標や料金徴収率などの所管課から要求されている指標が存在するものの、事業管理指標を設定していない。課題を特定して業務改善に生かすため及び業務の成果に対して公平に評価をするために、事業管理指標を定めて運用するべきである。

5. 情報管理規程について（生涯学習財団：意見⑭）

生涯学習財団は、公民館や児童館を運営するため、多くの個人情報を入力する機会があり、その取扱いに関してはより厳重で明確なルールが必要となる。

生涯学習財団の情報管理に関する規程としては、「奈良市生涯学習財団【情報セキュリティ基本方針】」及び、「奈良市生涯学習財団【情報セキュリティ対策基準】」（以下、これら2つをまとめて「規程」という。）が定められている。しかし、これらの規程は平成18年10月に策定されて以降、一度も更新されていない。つまり、策定から17年間もの間据え置かれた状態にあるとともに、具体的な、各種情報に関するアクセス権についての記載がない。

情報を取り巻くリスクとしては、外部からの攻撃の脅威と内部からの漏洩リス

クが考えられ、それぞれに適切に対抗できるようなハードとソフトの仕組みが必要とされる。

ハード面については、職員の指紋認証システムの導入など、一定の対策が施されているが、ソフト面については改善すべき点が認められる。具体的には、情報管理に関するルールの制定やルールの定期的な見直し、そして、職員の意識改革である。

まず、現状の規程については、情報セキュリティ対策における基本的な方針と、それに基づいた対策基準が示されており、情報資産を保護するための大枠と、全職員が必ず遵守しなければならない事項が整理されている。ただし、前述したように、生涯学習財団が保有する様々な情報資産について、どの職位の職員にどのような閲覧権限があるかについて、さらに事務局職員と各拠点職員間のアクセス可能範囲の違いについては記載がないため、整理し記載する必要がある。制定後は、アクセス権の範囲も含めて、定期的な内容の見直しや更新を図ることで、常に情報を取り巻く環境と実際の業務に適応した内容になっている状態が望ましいといえよう。

また、適切な規程の制定と同時に、情報を取り扱う職員がそのようなリスクを理解し、安全のため意識を向上させることが必要である。したがって、定期的に職員に対して情報管理規程の確認を促し、時には理解度をチェックするような取組みも望まれる。

第4 監査の結果及び意見

【1】 一般財団法人奈良市総合財団

1. 外郭団体の概要

(1) 団体概要

項目	内容
市所管課	財政課
所在地	奈良市三条本町13番1号
代表者	西谷 忠雄
設立年月日	平成23年8月1日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
設立目的(経緯)	文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与することを目的として設立された。
事業内容	<p>① 施設管理運営事業</p> <p>奈良市が設置する48の施設（令和5年4月1日現在）の指定管理者として、あらゆる人にとって利用しやすい施設を目指し、適正かつ公正・公平で効率的な利用者の視点に立った管理運営を行う。</p> <p>② 財団の目的並びに施設の設置目的に即した事業の実施</p> <p>(A) 文化振興事業</p> <p>国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりへの寄与を目的とした事業</p> <p>(B) スポーツ・武道振興事業</p> <p>奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業</p> <p>(C) まちづくり振興事業</p> <p>なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能を継承することにより「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業</p> <p>(D) 都祁地域振興事業</p> <p>都祁地域の伝統ある文化・芸術を推奨しつつ、「安心と癒しに包まれた故郷づくり」・「文化的な故郷づくり」の拠点施設を目指し、市民文化の振興と福祉の増進及び地域間交流の促進を図る事業</p> <p>(E) 勤労者福祉サービス事業</p> <p>地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るための総合的な福祉事業</p>

(2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	基本財産 50,000,000 円
(うち市の出資金等)	同上
市出資金等割合	100%

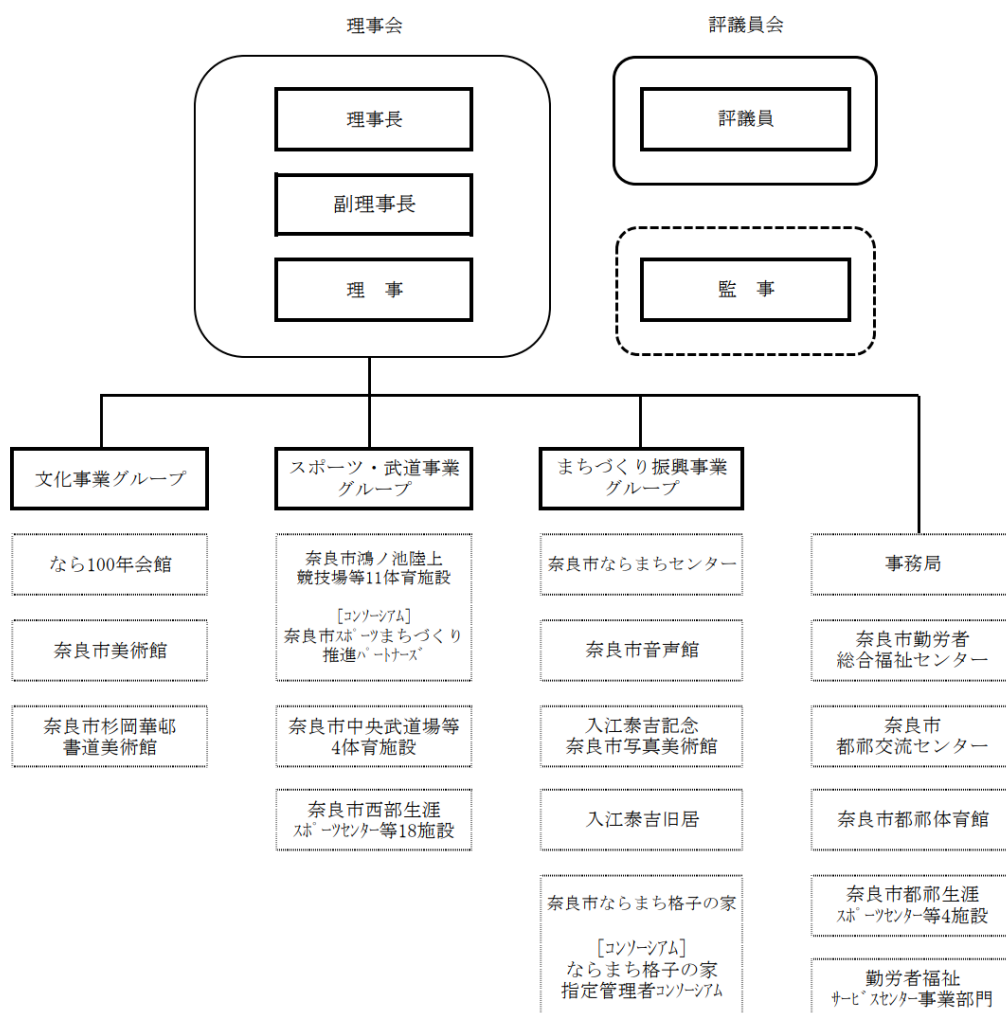
総合財団は、市の100%出資団体である。

(3) 組織の状況

一般財団法人奈良市総合財団 組織図

令和5年4月1日現在

■組織



(出所：総合財団のホームページより抜粋)

(4) 財務状況

令和2年度から令和4年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

①貸借対照表

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	263,624	293,218	316,054
固定資産	260,879	246,536	241,018
資産合計	524,503	539,755	557,071
流動負債	118,220	108,420	92,499
固定負債	5,514	2,637	—
負債合計	123,735	111,057	92,499
指定正味財産	86,004	86,004	86,004
一般正味財産	314,764	342,694	378,568
正味財産合計	400,768	428,697	464,572

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,448,568	1,464,898	1,544,238
経常費用	1,392,303	1,432,741	1,505,020
経常損益	56,265	32,157	39,219
経常外収益	11,819	11,180	2,837
経常外費用	7,114	6,697	42
当期損益(税引後)	45,695	27,930	35,875

③主要な財務指標

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	76.4	79.4	83.4
借入金依存度	—	—	—
流動比率	223.0	270.4	341.7
経常収支比率	104.0	102.2	102.6
経常収益補助金比率	7.5	6.4	6.0
経常収益委託料比率	85.4	84.0	83.0

(分析)

貸借対照表において、流動資産の約95%が預貯金であり、流動負債の約85%を未払金が占めている。流動比率は200%を超えており、財務的に健全な状況といえる。令和4年度は、光熱費高騰による指定管理料の追加額40,427千円を未収計上しており、流動資産の増加、流動比率の上昇に寄与している。

また、正味財産増減計算書においては、市からの指定管理料が経常収益のうち80%超を占めている。補助金も含めると市からの金銭的支援は90%前後となり、市に対する財政的な依存度は高い。経常収支比率は100~105%の範囲で推移しており、黒字が継続している状況である。

(5) 市の関与の状況

①財政的支援

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金(助成金)	108,801	94,239	92,474
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、 損失補填契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	1,236,698	1,230,145	1,282,301

②委託(指定管理料)

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	1,236,698	1,230,145	1,282,301	
(うち指定管理料)	1,236,698	1,230,145	1,282,301	
内訳	都祁交流センター	30,300	30,300	33,097
	都祁体育館	6,350	6,350	6,758
	都祁生涯スポーツセンター等 4施設	9,986	9,986	10,574
	奈良市ならまちセンター	98,122	101,368	109,183
	入江泰吉記念 奈良市写真美術館	89,620	90,239	97,432
	音声館	47,495	47,600	48,503
	なら100年会館	363,337	368,953	381,527
	杉岡華邨書道美術館	35,565	35,582	35,989
	市美術館	34,558	33,445	33,585
	北部会館市民文化ホール	32,147	32,200	32,937
	入江泰吉旧居	10,214	10,363	10,566
	中央武道場等4体育施設	58,983	59,100	59,100
	西部生涯スポーツセンター等 18体育施設	221,400	221,400	237,338
	勤労者総合福祉センター	40,600	26,321	27,593
	なら工芸館	47,699	46,606	47,714
	鴻ノ池陸上競技場等11施設	106,119	106,119	106,119
ならまち格子の家	4,204	4,212	4,286	

③その他市の関与の状況

総合財団は市の出資団体であることに加え、複数の市の指定管理施設の管理運営業務を担っており、上記のとおり指定管理料が経常収益の大部分を占めている。市は「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき、総合財団から指定管理事業の事業報告を受け、指定管理の運用体制及び総合財団の財務健全性等をモニタリングしている。

また、人材面では、市の元副市長が現在、理事長を務めており、理事会に出席し運営管理を行っている。

(6) 職員数 (年度末日現在)

(単位：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	12	12	12
うち市退職者	0	0	1
うち市あて職	3	3	2
職員	136	144	144
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	0	0	0

2. 実施した手続内容

- (1) 所管課に対するヒアリング
- (2) 過去3年間の財務諸表の閲覧、財務分析
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 総合財団本部・ならまちセンターへの訪問
- (5) 総合財団に対する管理・運営状況のヒアリング
- (6) ならまちセンターの固定資産管理状況の現地調査

3. 監査の結果及び意見

(1) 再委託に関する申請漏れについて (結果①)

ならまちセンターの管理に関する基本協定書の第14条「業務委託の制限」には、「総合財団は、管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない(再委託の禁止)が、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、主たる管理業務(警備、修理、保守点検、清掃等)を除く管理業務を、第三者に委託し、又は請け負わせることができる」と規定されている。

総合財団では、前年度末時点で、入札が開始している次年度の再委託業務の一覧を市に提出し、市から承諾書入手している。一方で、年度開始後に入札を開始し、期中に契約した再委託事業においては、市の所管の承認を得ていたものの、承諾書の入手を失念していた。

基本協定書の規定に基づき、期中で新規に契約を締結した再委託業務についても漏れなく申請し、市からの承諾書入手すべきである。

(2) 再委託に関する文言の誤りについて (結果②)

ならまちセンターの管理に関する基本協定書第14条及び音声館の管理に関する基本協定書第14条の「業務委託の制限」には、「総合財団は、管理業務の全

部又は主たる部分を第三者に委託し、又請け負わせてはならない（再委託の禁止）が、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、主たる管理業務（警備、修理、保守点検、清掃等）を除く管理業務を、第三者に委託し、又は請け負わせることができる」と規定されている。

ならまちセンター及び音声館の委託先の一覧・委託内容を閲覧したところ、基本協定書において主たる管理業務として例示されている警備、修理、保守点検、清掃を再委託している状況が認められた。

市の所管である文化振興課によると、本来であれば、基本協定書に「主たる管理業務を除く管理業務（警備、修理、保守点検、清掃等）を第三者に委託し、又は請け負わせることができる」と記載すべきところ、記載文言に誤りがあったとのことである。さらに、他施設の基本協定書には本来あるべき記載がされていたため、文化振興課はならまちセンター及び音声館においても同様の記載であると誤認し、他施設と同様に承諾可否の判断を行っていた。

以上のとおり、基本協定書の文言誤りにより実務と乖離が生じているため、基本協定書の文言を修正すべきである。

(3) 精算内容の明示について（意見⑤）

総合財団の管理施設である「ならまち格子の家」について、所管課に提出している指定管理事業経費精算表では以下のように記載されていた。

(単位：千円)

勘定科目	現計予算	決算額	差引額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 補助金等収入	4,286	4,286	0
指定管理料収入	4,286	4,286	0
(2) 雑収入	0	7	△7
受取利息収入	0	7	△7
雑収入	0	0	-
事業活動収入計	4,286	4,286	0
2. 事業活動支出			
(1) 事業費支出	4,286	4,220	65
消耗品費支出	108	89	19
光熱水料費支出	172	144	28
賃貸料支出	30	23	7
保険料支出	350	344	6
租税公課支出	47	47	0
負担金支出	3,285	3,285	-
委託費支出	250	249	1
手数料支出	44	40	4
事業活動支出計	4,286	4,221	65
法人税等	0	8	△8

勘定科目	現計予算	決算額	差引額
法人税等支出	0	8	△8
事業活動収支差額	0	58	△58

(出所：総合財団「2022年度指定管理事業経費精算表」より事業活動収支の部を加工)

「ならまち格子の家」は、総合財団が幹事団体となっているコンソーシアムであり、事業活動支出で最も多額である「負担金支出」は、総合財団がコンソーシアムを構成する共同事業先に支払っている負担金である。

負担金の内訳として、総合財団管理の収入支出予算書を確認したところ、共同事業先の人件費 3,055 千円及び印刷費（パンフレット制作費等）155 千円等が含まれていたが、精算表においては集約して記載されている。精算表は市への報告資料であるため、科目を集約すると、市がその内訳項目に関する予算管理を精緻に実施することが困難となる。そのため、予算及び決算の提示時に、負担金の内訳科目が判明しているのであれば、それらを区分して明記すべきである。

なお、「ならまち格子の家」は、令和5年度で現在の指定期間が終了する。今後、幹事団体としてコンソーシアムを運営する際は留意すべき事項となる。

(4) 飲食等スペース運営業務に係る再委託申請漏れについて（結果③）

奈良市ならまちセンター指定管理者業務仕様書（基本協定書別記1）の「Ⅱ. 指定管理者が行う業務の範囲」において、飲食等スペース運営業務が施設管理事業の対象に含まれている。飲食等スペース運営業務については、基本協定書第14条に基づき、総合財団から外部業者に再委託しているが、所管課に当該業務の再委託の申請をしていなかった。

(1)に記載のとおり、基本協定書第14条において、事業を再委託する際にはあらかじめ書面により市の承認を得ることとされていることから、所管課へ再委託の申請を行い、市の承諾書を入手すべきである。

(5) 基本協定書と奈良市ならまちセンター条例施行規則（平成元年奈良市規則第11号）との貸与備品情報の不整合について（結果④）

奈良市ならまちセンター条例施行規則の別表にある附属設備の一覧に「和太鼓」が記載されており、舞台裏に和太鼓の現物が保管されていたが、基本協定書（別記2）の備品一覧表には和太鼓が記載されていなかった。

当該規則に記載されている備品は全て市の財産であることから、その所在と保管責任を明らかにするために、漏れなく基本協定書の備品一覧表に反映させるべきである。

(6) 基本協定書と再委託契約書との貸与備品情報の不整合について（意見⑥）

ならまちセンターの飲食等スペースに関して、総合財団が一般事業者に管理運営業務を再委託しており、業務運営にあたっては市の備品を貸与している。貸与備品のうち、テーブル及び椅子については、事業者との「飲食等スペース運営業務に関する委託契約書」の備品一覧に記載されているが、市と総合財団間の基本協定書の備品一覧には記載されていなかった。その他の備品についても、事業者との委託契約書と基本協定書との間で、備品一覧に不整合が生じている品目が 37 品目認められた。

当該備品は全て市の財産であることから、その所在と保管責任を明らかにするために、漏れなく基本協定書の貸与備品一覧表に反映させるべきである。

(7) 公益通報制度の導入について（意見⑦）

令和 4 年 6 月 1 日に施行された改正公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 11 条第 1 項では、事業者に、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられている。なお、労働者 300 人以下の事業者は努力義務とされており、総合財団は努力義務の対象となる。

総合財団では、組織内で何か問題が生じた場合に、適時に直属の上司に情報共有することとしているが、現状では公益通報制度が設けられていない。努力義務の対象ではあるが、市の外郭団体であること、市民との接点が多い性質の事業を展開していることから、市の対応方法に準じて、公益通報制度の導入に関する検討を実施すべきである。

【2】 公益財団法人奈良市生涯学習財団

1. 外郭団体の概要

(1) 団体概要

項目	内容
市所管課	地域教育課 (西部会館市民ホールに関しては文化振興課) (男女共同参画センターに関しては共生社会推進課) (児童館に関しては子ども育成課)
所在地	奈良市杉ヶ町 23 番地
代表者	西谷 忠雄
設立年月日	平成 13 年 3 月 1 日
設立根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> • 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 • 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成 18 年法律第 49 号)
設立目的(経緯)	生涯学習・社会教育及び児童福祉に関する各種の事業を行うことにより、市民の学習機会の提供と学習活動の支援を行い、自己の学習意欲と能力の醸成、教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、もって地域の生活・文化の振興及び福祉の増進に寄与することを目的として設立された。平成 24 年 4 月 1 日より、公益法人制度改革に伴い公益財団法人に移行している。
事業内容	<p>① 自主事業</p> <p>市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指す。</p> <p>また、財団の取組みをより多くの人々に PRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組みを進める。</p> <p>② 協定事業 (全て市の指定管理事業)</p> <p>(A) 公民館事業</p> <p>市から指定を受けて、①教養・文化・国際交流、②教育・福祉・人権、③芸術・芸能、④科学・情報・産業技術、⑤家庭生活・市民生活・娯楽、⑥健康・衛生・環境、⑦体育・スポーツ・レクリエーションの7分類にわたり、408 の公民館事業を開催する。また、地域の拠点である公民館の機能強化と、市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。</p> <p>(B) 男女共同参画センター事業</p> <p>市から指定を受けて、男女共同参画社会を推進するための活動拠点として、市民の男女共同参画社会への意識の向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで</p>

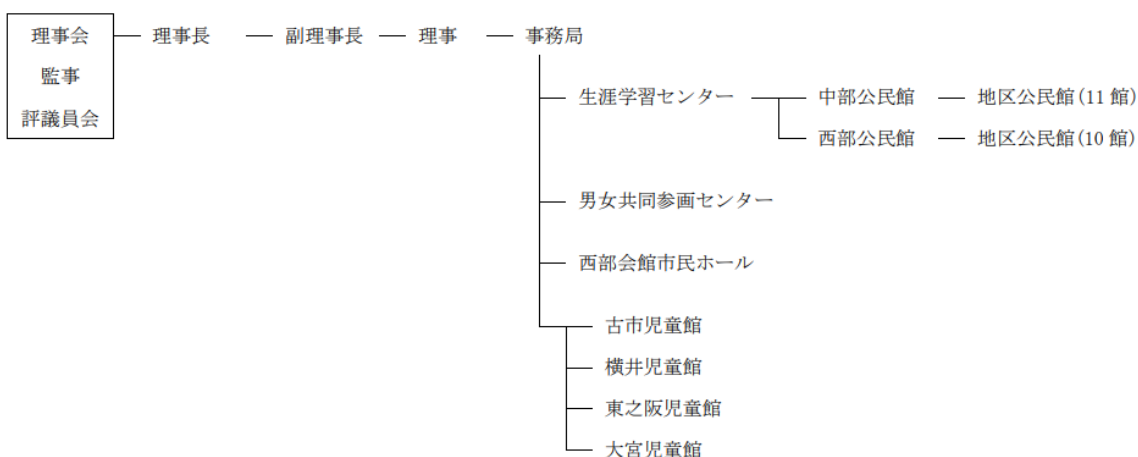
	<p>活力ある社会の形成を促進することを目的とした事業を展開する。</p> <p>(C) 西部会館市民ホール事業 市から指定を受けて、市民の文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を展開する。</p> <p>(D) 児童館事業 市から指定を受けて、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行う。運営にあたっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努める。</p>
--	---

(2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	基本財産 50,000 千円
(うち市の出資金等)	同上
市出資金等割合	100%

生涯学習財団は、市の 100%出資団体である。

(3) 組織の状況



(出所：令和5年度 市政概要より抜粋)

(4) 財務状況

令和2年度から令和4年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

①貸借対照表

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	155,782	134,821	134,830
固定資産	85,982	116,890	104,684
資産合計	241,764	251,711	239,515
流動負債	122,627	105,599	97,536
固定負債	36,893	75,940	64,568
負債合計	159,520	181,539	162,104
指定正味財産	50,000	50,000	50,000
一般正味財産	32,244	20,172	27,411
正味財産合計	82,244	70,172	77,411

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	708,858	731,509	738,537
経常費用	708,198	743,581	731,298
経常損益	660	△12,072	7,239
経常外収益	—	—	—
経常外費用	—	—	—
当期損益(税引後)	660	△12,072	7,239

③主要な財務指標

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	34.0	27.9	32.3
借入金依存度	—	—	—
流動比率	127.0	127.7	138.2
経常収支比率	100.1	98.4	101.0
経常収益補助金比率	—	—	0.7
経常収益委託料比率	99.3	99.2	98.4

(分析)

貸借対照表においては、流動資産の約99%が預貯金であり、流動負債の約70%は未払金や賞与引当金で占められている。借入金がなく、流動比率は過去3年で120%を超えており財政状態の安全度は高い。また、自己資本比率も、令和2年度から令和4年度まで上昇しており、財政状態の健全性は高まっている。

正味財産増減計算書においては、経常収益の98%以上を委託料が占めている。その大部分が市の公民館、児童館の指定管理料であり、財務的に市に対

する依存度は高い。また、過去3年では概ね経常収支比率が100%前後と損益均衡を保っている。

(5) 市の関与の状況

①財政的支援

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金(助成金)	—	—	4,906
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、 損失補填契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	703,771	725,874	726,775

②委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	703,771	725,874	726,775	
(うち指定管理料)	703,426	725,182	726,000	
内訳	事務局/公民館 指定管理業務	600,989	605,182	606,000
	児童館指定管理業務	102,437	120,000	120,000
	講座受講料	344	692	775

③その他市の関与の状況

生涯学習財団は、市の出資により設立されている。また、財政面では、上表のとおり、指定管理料が経常収益のほとんどを占めている。市は「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき、生涯学習財団から指定管理事業の事業報告を受け、指定管理の運用体制及び生涯学習財団の財務健全性等をモニタリングしている。

また、人材面では、市の元副市長が現在、理事長を務めており、理事会に出席し運営管理を行っている。

(6) 職員数(年度末日現在)

(単位：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	11	11	11
うち市退職者	0	0	1
うち市あて職	3	3	2
職員	142	141	140
うち市退職者	16	15	14
うち市あて職	0	0	0

2. 実施した手続内容

- (1) 所管課に対するヒアリング
- (2) 過去3年間の財務諸表の閲覧、財務分析
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 生涯学習財団への訪問
- (5) 生涯学習財団に対する運営・管理状況のヒアリング

3. 監査の結果及び意見

(1) 職員のモチベーション維持について（意見⑧）

生涯学習財団では、ここ数年、新規採用が行われていない。そのため、既存の職員が一定のローテーションの下、各施設を異動している状況にある一方、職員の昇進等の機会が少ない。また、仮に昇進できたとしても、職務内容が大きく変わるわけではないことから、職員のモチベーションを維持することが難しい状況にあると推察される。

指定管理者として各施設の運営・維持管理を市から受任している中で、公民館・児童館の職員として果たす使命感が職員のモチベーションの支えになっているような状況にあると見受けられるため、使命感をもって業務に従事していることが評価され、それが処遇に反映されるような環境が、モチベーションの維持に必要ではないかと考える。

理想的には、職員のモチベーションの維持向上を図るために、適切な昇進と処遇に見合う業務内容を人事制度として検討することが望まれる。ただし、そのようなことが現実的でない場合には、別の視点から、例えば、各施設で地域貢献と自主事業の更なる拡大のための企画・運営を弾力的に行えるようにすることが考えられる。指定管理者の立場にあっても、裁量の範囲の拡大を一定程度認めることで、職員の自発的な企画・運営を促し、それがモチベーションを醸成し、ひいては特色をもった公民館運営につながることを望まれる。

(2) 中期計画の策定について（意見⑨）

従前から公民館 24 館では各館で年度ごとの事業計画を立案し、年度末に計画に対する振り返りを実施している。また、生涯学習財団（法人）としても年度ベースで事業計画を策定している。これに対し、中長期の視点での財団全体の運営方針や事業展開等を示す中期計画は策定されていない。

その背景には、収入の多くが指定管理料という固定収入であること、支出の多くも人件費をはじめ固定的な性質のものが多くことから戦略的発想が生まれ難しく、中期計画の必要性がそれほど意識されなかったことがあると考えられる。

しかし、現在、市の「奈良市公民館運営審議会」において議論されているように、今後の公民館のあり方との関連からも策定すべきではないかという声があり、策定に向けたワーキンググループを令和5年度に立ち上げている状況である。そのため、ワーキンググループでの策定状況を注視することが必要である。

なお、現在は、公民館及び児童館の指定管理を受託できているが、当該指定管理の受託を所与としない前提で、生涯学習財団という法人を自主自立して運営していくことが要請されることから、将来ビジョンや事業の方向性を明確にするためにも中期計画を策定することが望まれる。

(3) 内部留保（剰余金）が生じていることについて（意見⑩）

令和元年度から指定管理料が非精算方式となっている。非精算方式の場合、指定管理業務に要した経費が指定管理料を下回る場合、剰余金が生じることになる。

生涯学習財団は公益認定を受けている財団法人である。その特性上、公益目的事業には収支相償が求められ、また、必要以上に遊休財産を留保することはできず、かつ、生じた剰余金の分配を実施することもできない。

生涯学習事業において、平成30年度からの剰余金の発生状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生涯学習事業	-	27,585	8,577	-	8,755

(出所：生涯学習財団の回答を基に監査人が作成)

上表において、令和元年度に生じている27,585千円の剰余金については、多額であったこともあって、所管する市と生涯学習財団が協議し、特定費用準備資金として3年間の計画的な執行計画を立て、各館のLED化やトイレの洋式化等への修繕費用に充てることとなっている。

令和2年度以降発生分についても、毎年、県への事業報告提出時に剰余金の執行計画を併せて提出しているが、このような状況が今後も継続する場合、更なる剰余金が内部に蓄積される可能性がある。

公益財団法人としての性質を鑑みると、公益目的事業は収支相償の要件があるため、剰余金が恒常的に生じることは想定されない構造である。また、たとえ財団独自の財源確保が実施されたとしても、実施事業がほぼ固定化している中で、有効かつ積極的な活用への期待は薄いと考える。

以上を踏まえ、まずは公益目的事業から過剰な剰余金が生じないように、財団としてより精緻に指定管理料が計算できるよう、提供する情報の精度を向上

させるべきである。具体的には、指定管理料は人件費を基礎として算出しているため、過去の実績を分析し、実績を反映した単価を用いることで以前より厳密に積算できるようにすることが考えられる。また、既に生じてしまった剰余金については累積限度額に達した時点で解消するために、再度、市と協議を実施し、個別具体的な施設の営繕計画等をもって計画的かつ有効的に使用していくべきである。

また、市としても、指定管理者に生涯学習財団を任命し指定管理料を支払っていく立場としては、上記のような剰余金が生じないように、指定管理期間内の一定の時期に、積み上がった剰余金分の使途を考え、解消できるような仕組み（指定管理協定書に特約として盛り込む方法等）を採り入れることも検討する余地があると考ええる。

(4) 備品等の修繕に関する定義の明確化について（意見⑪）

「指定管理者管理業務仕様書」において備品等の修繕については以下のよう
に規定されている（下記抜粋における甲とは市のことである。）。

10. 備品等及び消耗品の取り扱い

（中略）

（3）備品等の修繕は、原則として指定管理料又は自己の費用で行うこと。大規模な修繕については、甲と協議すること。

備品等の修繕は指定管理者が行うことは明示されているものの、費用をどちらが負担するかを判断するため金額基準は明示されていない。

令和4年度に、生涯学習センターでエアコンが故障し修繕を行ったが、修繕費として48万9,500円が計上された。約50万円となると一定程度の金額であり、これを指定管理料又は自己資金のいずれで負担するかは、生涯学習財団の財政運営面で少なからず影響がある金額と考える。

突発的な修繕は施設の経年とともに発生する割合が高くなると考えられることから、市は「指定管理者管理業務仕様書」において、生涯学習財団の運営に大きな影響が及ばないように、指定管理料又は自己の費用で行う金額を定義するなど明確にする必要がある。また、指定管理料で行う修繕については、書式を定めて、当該定義に合致する支出か否か判断できるような内容の記載と報告を指定管理者から求める仕組みを整える必要がある。

(5) 定量的な目標の設定について（意見⑫）

生涯学習財団では、事業計画の策定時に、各館及び生涯学習財団全体としての定性的な目標を策定しており、年度末にその達成状況を生涯学習財団で自己

評価している。しかし、達成状況を客観的に評価するに資する定量的な目標は設定されていない。そのため、あくまでも定性的な目標に対して、主観的に達成できているかどうかを判断している状況である。なお、一部の公民館においては、生涯学習財団として機関決定されたものではなく独自に定量的な目標を定めているところもあるが、必須ではない状況である。

各館で達成したい目標は異なるものの、立てた目標を達成していくためには、例えば、稼働状況がどのようになっているのか、各館にある部屋の形態別にどの施設がよく利用されているのか、低稼働の施設の利用をいかに上げていくのかといった一定の定量的指標が必要である。そして、実際の運営において、定量的な目標の達成・進捗を評価し、その要因の分析結果を基に次の施策を検討する、といういわゆるP D C Aサイクルを廻すことが期待される。

生涯学習財団の運営をより健全な、自律的なものとする観点からもP D C Aサイクルは推奨されるべきところであり、そのために定量的な目標を設定し、その目標の達成を目指す運営を行っていくべきである。

(6) 賞与引当金に対する法定福利費の未計上（結果⑤）

生涯学習財団の貸借対照表に計上されている賞与引当金（令和4年度末：30,089,000円）は、12月1日～5月31日を支給対象期間として、支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上している。

また、賞与を支給した場合には必ず社会保険料が発生するが、金額を合理的に見積ることができるため、企業会計原則（昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告）注解5又は注解18に従い、社会保険料の法人負担分についても見積計上する必要がある。しかし、生涯学習財団においては賞与引当金に対する社会保険料の法人負担分の計上が行われていなかった。

賞与引当金計上対象者に対応する社会保険料の法人負担分を会計上、以下のとおり仕訳すべきである。

（借方）福利厚生 xx （貸方）未払費用（又は賞与引当金） xx

(7) 自家用車利用者の公平性について（意見⑬）

生涯学習財団が指定管理を行っている公民館24館及び児童館4館には、それぞれ利用者のための駐車場（無料）が設置されている。各館（児童館を除く。）の駐車台数の一覧は次のとおりである。

館名	台数（台）	館名	台数（台）
生涯学習センター	27	平城西公民館	22
中部公民館	16	伏見公民館	10
西部公民館	77	富雄南公民館	10

館名	台数（台）	館名	台数（台）
南部公民館	8	平城公民館	15
三笠公民館	15	飛鳥公民館	4
田原公民館	26	都跡公民館	15
富雄公民館	14	登美ヶ丘南公民館	16
柳生公民館	40	平城東公民館	20
若草公民館	12	月ヶ瀬公民館	200
登美ヶ丘公民館	21	都祁公民館	20
興東公民館	5	二名公民館	8
春日公民館	5	京西公民館	6

（出所：生涯学習財団から入手した資料を基に監査人が作成）

このうち一部の施設に関しては、その施設規模・稼働状況に対して駐車場が少ないと考えられる施設があるが、各施設の近隣の民間企業が運営する有料の駐車場（コインパーキング）と提携して、駐車サービスを行うことについては全館、実施していない。

例えば、生涯学習センターは、地下1階・地上3階建、延べ床面積 3,588.65㎡と施設規模が大きく、センター内には、学習室4室、スタジオ2室、会議室等多目的に利用できる部屋が多く設置されている。にもかかわらず駐車場は27台分しかなく、多くの利用者が見込まれる施設にしては、駐車台数が少ないと考えられる。

そのため、施設稼働が高いときに自家用車での利用者が多くなると、施設付設の駐車場が満車となり、近隣のコインパーキングに停めざるを得ないことになる。この点、施設付設の駐車場に駐車できた利用者は無料であるが、やむを得ずコインパーキングに停めた利用者は有料と、同じ施設利用者の間に費用負担の有無が生じることになる。

より多くの市民に利用してもらうという方針においては、駐車料金の負担をネガティブな誘因としないことが有用であり、かつ、利用者負担の公平性にも配慮する必要があることから、例えば、各施設の近隣のコインパーキングと提携して、駐車サービス（駐車券の発行）を行うといった方策を一案として検討されたい。なお、駐車サービスを行う場合には、実質的に生涯学習財団が駐車代金を支払うことになるため、その支払いに相応する分を指定管理料として上乗せするなどの対応も考えられる。

（8）情報管理規程について（意見⑭）

生涯学習財団は、公民館や児童館を運営するため、多くの個人情報を入力する機会があり、その取扱いに関してはより厳重で明確なルールが必要となる。

生涯学習財団の情報管理に関する規程としては、「奈良市生涯学習財団【情報

セキュリティ基本方針】」及び、「奈良市生涯学習財団【情報セキュリティ対策基準】」（以下、これら2つをまとめて「規程」という。）が定められている。しかし、これらの規程は平成18年10月に策定されて以降、一度も更新されていない。つまり、策定から17年間もの間据え置かれた状態にあるとともに、具体的な、各種情報に関するアクセス権についての記載がない。

情報を取り巻くリスクとしては、外部からの攻撃の脅威と内部からの漏洩リスクが考えられ、それぞれに適切に対抗できるようなハードとソフトの仕組みが必要とされる。

ハード面については、職員の指紋認証システムの導入など、一定の対策が施されているが、ソフト面については改善すべき点が認められる。具体的には、情報管理に関するルールやルールの定期的な見直し、そして、職員の意識改革である。

まず、現状の規程については、情報セキュリティ対策における基本的な方針と、それに基づいた対策基準が示されており、情報資産を保護するための大枠と、全職員が必ず遵守しなければならない事項が整理されている。ただし、前述したように、生涯学習財団が保有する様々な情報資産について、どの職員の職員にどのような閲覧権限があるかについて、さらに事務局職員と各拠点職員の間でのアクセス可能範囲の違いについては記載がないため、整理し記載する必要がある。制定後は、アクセス権の範囲も含めて、定期的な内容の見直しや更新を図ることで、常に情報を取り巻く環境と実際の業務に適応した内容になっている状態が望ましいといえよう。

また、適切な規程の制定と同時に、情報を取り扱う職員がそのようなリスクを理解し、安全のため意識を向上させることが必要である。したがって、定期的に職員に対して情報管理規程の確認を促し、時には理解度をチェックするような取組みも望まれる。

(9) リース資産に関する現物照合の未実施（結果⑥）

生涯学習財団の貸借対照表に計上されているリース資産（令和4年度末：49,472,676円）の主な内容は、パソコン、車両運搬具及びAED（自動体外式除細動器）である。「公益財団法人奈良市生涯学習財団会計処理規程」（以下、「会計処理規程」という。）では、固定資産管理として、固定資産台帳との現物照合を行うこととなっているが、リース資産について現物照合を行っていないかった。

（固定資産の管理）第18条

1. 会計事務担当者は、固定資産台帳を設け、固定資産を適正に管理し、毎事業年度末に現物照合を実施しなければならない。

2. 固定資産の異動、滅失又は売却があったときは、会計事務担当者は会計責任者に報告しなければならない。

(出所：会計処理規程より抜粋)

会計処理規程に従い、リース資産であっても固定資産管理の観点から現物照合を行うべきである。

(10) 会計処理規程と重要な会計方針の相違（結果⑦）

生涯学習財団の「財務諸表に対する注記」に記載されているリース資産の減価償却方法は以下のとおりである。

1. 重要な会計方針

(中略)

(3) 固定資産の減価償却

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(以下、略)

(出所：生涯学習財団の令和4年度 財務諸表に対する注記より抜粋)

一方、会計処理規程に規定されている固定資産の減価償却方法は以下のとおりである。

(減価償却) 第17条

固定資産の減価償却は、毎事業年度末に定率法によって行わなければならない。(中略)

(出所：会計処理規程より抜粋)

このように、リース資産の減価償却方法について、会計処理規程と重要な会計方針が相違している。所有権移転外ファイナンス・リース取引の減価償却方法については自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はなく、法人の実態に応じたものが選択できるため、生涯学習財団としては過年度から定額法による償却を行っている。

定額法を採用すること自体は生涯学習財団が設立当初から採用している会計方針であり、また、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成19年3月30日改正）及び、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成23年3月25日最終改正）とも整合する会計処理であることから、定額法を採用することがあるべきと考える。

一方で、会計処理規程は、一般的に公表されている会計処理規程のひな形を参考に作成したものであり、実態との整合性までは確認できていなかったことで、今回の相違が発生したと考えられる。

よって、現在採用している会計方針に沿うように、定率法のみならず、定額法も採用できる旨を会計処理規程に規定すべきである。

(11) 財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」における補助金の記載漏れ（結果⑧）

令和4年度の正味財産増減計算書には、市から受領した補助金収入4,905,845円が計上されている。しかし、同年度の財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」には、助成金に関する内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高のみが記載されており、補助金に関する記載はない。

一方、『公益法人会計基準』の運用方針の「13. 様式について（4）財務諸表に対する注記 11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の様式例では次のとおりであり、様式例によると、注記の表題は「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」であることから、補助金に関する記載が求められる。また、様式例の表には助成金に関する事項のみならず、補助金に関する事項も注記されている。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高						
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。						
						(単位：円)
補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金 〇〇補助金	〇〇〇					指定正味財産
助成金 〇〇助成金	〇〇〇					〇〇〇
合 計						

(出所：「公益法人会計基準」の運用指針より抜粋)

したがって、補助金収入及び助成金収入がある場合には、財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に漏れなく注記する必要があることになる。

よって、市から受領した補助金収入4,905,845円に関しては、財務諸表注記として記載すべきであった。

【3】 株式会社奈良市清美公社

1. 外郭団体の概要

(1) 団体概要

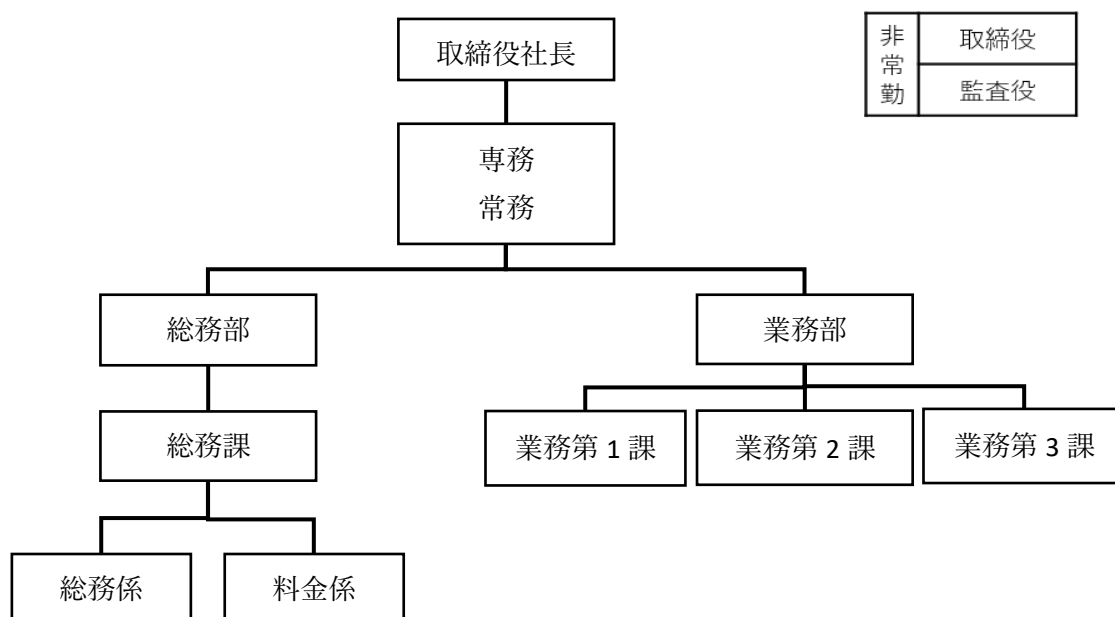
項目	内容
市所管課	廃棄物対策課
所在地	奈良市大安寺西三丁目 10 番 21 号
代表者	葛原 克巳
設立年月日	昭和 38 年 10 月 25 日
設立根拠法令	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
設立目的(経緯)	<p>奈良市のし尿処理は、農作業の下肥に市街地周辺の農家が独自で収集し農地に還元していたが、昭和 25 年、業者に許可を与え、汲み取りをさせていたのが最初である。その後、昭和 30 年頃から数社の許可業者がし尿収集を行っていたが、高度経済成長に伴い、都市化が進んで人口が急増するとともに、化学肥料が急速に普及することによって下肥の使用が減少し、農家の労働力の不足もあってし尿処理体制の早期構築が急務となっていた。</p> <p>昭和 38 年 4 月に奈良市のし尿処理施設が完成し、これをきっかけに許可業者の統合を促進した結果、同年 10 月 25 日に 6 事業者と市の出資により株式会社奈良市清美公社を設立し、同年 11 月より奈良市唯一のし尿収集運搬許可業者として業務を開始した。</p> <p>その後、昭和 44 年 4 月に清美公社の合理的経営を図るために全株を市が取得し、清美公社は市の管理下に置かれることになった。</p>
事業内容	<p>公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を行う。また、受託外事業として、浄化槽の清掃の業務を行う。</p> <p>①受託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集運搬及び手数料徴収業務 ・公園・広場、公衆便所、地下道等の清掃に関する業務 ・家庭ごみ、再生資源の収集運搬、焼却灰の運搬に関する業務 ・犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務 <p>②受託外事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の清掃に関する業務

(2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	資本金 10,000 千円
(うち市の出資金等)	同上
市出資金等割合	100%

清美公社は、市の100%出資団体である。

(3) 組織の状況



(出所：清美公社からの回答を基に監査人が作成)

(4) 財務状況

令和2年度から令和4年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

①貸借対照表

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	417,717	488,784	512,602
固定資産	189,271	153,199	164,444
資産合計	606,989	641,983	677,046
流動負債	158,394	174,103	185,162
固定負債	199,260	194,815	184,574
負債合計	357,655	368,918	369,736
株主資本	249,334	273,064	307,310
(うち繰越利益剰余金)	(239,334)	(263,064)	(297,310)
純資産合計	249,334	273,064	307,310

②損益計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	781,330	788,012	803,872
経常費用	728,636	748,603	759,220
経常損益	52,694	39,409	44,652
特別利益	43,292	4,488	10,241
特別損失	31	65	380
当期損益(税引後)	67,750	23,730	34,262

③主要な財務指標

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	41.1	42.5	45.4
借入金依存度	—	—	—
流動比率	263.7	280.7	276.8
経常収支比率	107.2	105.3	105.9
経常収益補助金比率	—	—	—
経常収益委託料比率	91.8	92.0	92.5

(分析)

貸借対照表において、流動資産の約80%が現金預金であり、受託事業未収金が20%弱を占めている。流動比率は200%を超えており財務的に健全な状況である。自己資本比率は50%を下回っているものの、借入は実施しておらず、負債の50%以上は退職給与引当金であることから、財務的安定性に大きな懸念はないといえる。

損益計算書において、過去3年間では経常収支比率が全て105%超であり、経営状況は安定的に推移している。令和4年度においては、市街地再生資源収集運搬業務の収入拡大等により受託事業収入が20,740千円増加し、経常収益の増加に寄与したが、人件費の増加等により経常費用も増加し、経常収支比率は令和3年度と同水準となっている。

収益構造として、経常収益のうち90%超を委託料が占めており、事業運営にあたって、市に対する資金的依存度は高いといえる。

(5) 市の関与の状況

①財政的支援

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金(助成金)	—	—	—
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、 損失補填契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	717,147	724,786	743,640

②委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	717,147	724,786	743,640	
(うち指定管理料)	—	—	—	
内訳	清掃業務(近鉄新大宮駅前地下道外4箇所)	3,284	3,284	3,284
	奈良市市街地家庭系ごみ収集運搬業務	300,920	276,846	252,773
	奈良市中高層住宅等家庭系ごみ収集運搬業務	76,759	76,759	72,410
	奈良市月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務	31,127	31,127	31,127
	東部地域・精華地区等ごみ収集運搬業務	22,313	22,313	22,313
	犬等の捕獲等及び抑留施設の維持管理業務	16,481	16,524	16,524
	焼却灰(非鉄)運搬業務	8,456	6,322	4,736
	ばいじん処理物運搬業務	6,215	5,170	5,012
	公園広場等清掃業務	54,402	54,455	55,544
	奈良市アダプトプログラム推進事業及びビグリーンサポート制度に係る一般廃棄物収集運搬業務	1,854	2,009	2,164
	奈良市東部地域等大型・有害ごみ収集運搬業務	13,001	13,003	13,003
	奈良市公衆便所維持管理業務	1,131	1,132	1,132
	町内清掃及び不法投棄一般廃棄物収集運搬業務	116	29	145
	し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務	139,812	139,815	139,956
	東部地域再生資源収集運搬業務	3,666	3,666	3,666

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
	中高層住宅地域再生資源 収集運搬業務	6,335	6,335	6,335
	市街地再生資源収集運搬 業務	25,636	59,821	111,092
	環境清美センター内再生 資源分別及び運搬業務	2,424	2,424	2,424
	発泡スチロール減容処理 及び食品トレー収集運搬 業務	3,115	3,115	—
	市有地等草刈作業業務	100	100	—
	可燃ごみ運搬業務	—	538	—

③その他市の関与の状況

清美公社は市の出資団体であり、また、事業収益の90%超は市からの委託に係るものである。委託事業の適切性に関して、市会計課、財政課、廃棄物対策課が年に一回清美公社を訪問し、し尿の手数料のサンプルチェックや伝票のチェック等を実施しモニタリングを行っている。

また、人員面においては、役員7名のうち3名が市職員の兼務役員（非常勤取締役及び監査役員）であり、清美公社の事業運営にあたって、市職員目線による内部からの監督が行われている。

(6) 職員数（年度末日現在）

（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	7	7	7
うち市退職者	2	2	2
うち市あて職	3	3	3
職員	101	110	110
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	0	0	0

2. 実施した手続内容

- (1) 所管課に対するヒアリング
- (2) 過去3年間の財務諸表の閲覧、財務分析
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 清美公社への訪問
- (5) 清美公社に対する事業運営状況のヒアリング
- (6) 清美公社の金庫内調査

3. 監査の結果及び意見

(1) 受託事業の契約書に係る仕様書の不存在について（結果⑨）

市からの受託事業である「し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務」及び「犬等の捕獲等及び抑留施設の維持管理業務」において、各契約書の第2条に委託業務については別紙の仕様書に基づき処理しなければならない旨が記載されている。しかしながら、当該仕様書が契約書に一体で袋綴じされていなかった。

「し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務」を所管する廃棄物対策課に質問したところ、平成29年度より契約書に仕様書を綴じることを失念していたとの回答であった。

「犬等の捕獲等及び抑留施設の維持管理業務」を所管する保健衛生課に質問したところ、令和3年度及び令和4年度について仕様書を綴じることを失念していたとの回答であった。

仕様書は、市が清美公社へ委託する業務の内容（詳細）を明らかにするものであり、契約書の条項で仕様書が参照されている場合には必ず契約書と一緒に綴って一体をなす必要がある。

(2) 職員の私物現金による釣銭現金の運用について（結果⑩）

市からの受託事業である「し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務」について、基本的に料金の徴収は利用者からの銀行振込によって行われるが、少数ではあるものの、利用者から現金にて徴収する場合がある。現金にて徴収するケースは二通りあり、①利用者が清美公社の窓口に来社して現金で支払ってもらう場合（窓口徴収）と、②清美公社の職員が利用者の自宅を訪問して現金で徴収する場合（訪問徴収）がある。

清美公社としては、現金を扱うことによる様々なリスクを考慮して、釣銭を準備していないことから、現状では、窓口徴収・訪問徴収どちらにおいても、職員が私物現金を釣銭用に準備し、法人の金庫で保管している。この釣銭は金種が足りなくなれば職員が自身の財布から両替をして補充し、清美公社から職員へ釣銭を返却することはない。清美公社には、利用者から徴収した利用料が丁度の金額で徴収され、領収書は利用者へ渡される。徴収した手数料は、一日の締め作業実施時に徴収担当職員から経理担当職員へ利用者から徴収した現金を渡す際に、経理担当職員は現金を集計し、入金処理を行う。

現状の問題点は、清美公社が法人の釣銭用現金を持たず、職員が私物現金を釣銭用現金として使用していることである。

職員が私物現金を釣銭用現金として準備するのではなく、清美公社が法人現金にて釣銭を準備し、法人金庫には法人現金以外の現金を保管しないようにするべきである。

(3) 日報の検印漏れについて（意見⑮）

業務委託契約の完了報告書に添付される業務日報には、上席者の確認欄に、課長、補佐、係長、主任、担当者の枠がある。公園広場等清掃委託業に係る令和5年3月分の業務日報を閲覧したところ、それぞれの検印があり、業務を実施し上席者によって確認されたことが見受けられたが、課長と係長の検印がないものや課長・補佐・係長の検印がないものがあった。

担当者に確認したところ、全ての上席者の検印がどこまで必須であるかはルール化されておらず、検印の目的についても周知されていないとのことであった。また、検印欄については過去から印刷会社の様式を使用しており、必要な検印欄の設定になっていないとのことである。

現状では、検印がない日報について必要な上席者の確認・検印があったかどうかは判断できないことから、上席者の確認・検印のルールについて整備し、検印者の役割を明確化するとともに、業務日報の全ての検印欄を埋めるのではなく、目的に応じて必要な上席者が検印を行うようにすべきである。

(4) 法人金庫内の管理について（意見⑯）

法人の金庫内を検査したところ、(2)の私物釣銭に加えて、300円の所在不明現金、不使用の支払手形及び退職者の私物が金庫内に保管されていた。

所在不明の現金については速やかに持ち主に返却し、不使用の支払手形については使用の見込みがないのであれば破棄すべきである。また、退職者の私物について、法人に関係のないものは法人金庫内に保管すべきではなく、必要なものを保管する場合は、何を保管しているかが分かるようにリストを作成するなどして法人金庫内の保管物を明確にするべきである。

(5) 公益通報制度の導入について（意見⑰）

令和4年6月1日に施行された改正公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第1項では、事業者は、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられている。なお、労働者300人以下の事業者は努力義務とされており、清美公社は努力義務の対象となる。

清美公社では、何か問題が生じた場合に、適時に直属の上司に情報共有することとしており、現状では公益通報制度が設けられていない。市の外郭団体であり、市民との接点が多い性質の事業を展開していることから、市の対応方法に準じて、公益通報制度の導入に関する検討を実施すべきである。

(6) 退職給与引当金、退職給付費用の開示について（結果⑱）

令和4年度の損益計算書上では、退職金支払額を退職金勘定として計上し、期首残高及び期末残高の差額を特別利益の退職給与引当金戻入益として計上し

ており企業会計基準に準拠していない。

企業会計基準に基づき、退職金支払額を退職給与引当金から取崩し、期末残高及び退職金支払額の合計から期首残高を控除した最終差引を退職給付費用として費用計上するべきである。

(7) 退職給付引当金の設定方法について（参考①）

中小企業の会計に関する基本要領（11項（3））では、退職給付引当金の計上に関して「退職一時金制度を採用している場合において、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上する」とされている。

清美公社では、中小企業の会計に関する基本要領に準じて会計処理を実施することとしているが、退職給付引当金の計算上、会社都合要支給額（定年退職するとした場合の退職金見込額）を期末要支給額の基礎としていた。清美公社は、現状として、定年退職がほとんどであるため、このような方法を採用しているとのことであった。

定年退職がほとんどであるならば、会社都合要支給額を基礎とする方法を採用する方が、引当額と支給額が近似することになるため、自己都合要支給額を基礎とする場合よりも実態に即していると考えられる。しかし、現状として清美公社の処理は中小企業の会計に関する基本要領に準じていないため、同様の設定方法を継続するかの検討をするべきである。

(8) 電話加入権の評価損について（意見⑧）

中小企業の会計に関する基本要領（8項（6））では、固定資産について「著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する」とされている。

この規定は、会計原則のうち、財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならないという保守主義の原則に基づく。

電話加入権については、一般的に価値が減少しており、国税庁が公表している直近の財産評価基準書上の標準価額が1,500円となっている状況である。しかし、清美公社では下記表のとおり取得価額を貸借対照表に計上している。

このため、電話加入権の評価を行い、評価損の計上を検討するべきである。

<電話加入権の内訳>

(単位：円)

回線内訳	金額
8,782.4.5	30,900
6,382	80,800
3,001	72,800
8,783	125,000

(出所：清美公社作成の令和4年度附属明細書を基に監査人が作成)

(9) 中小企業会計要領を適用している旨の開示について (結果⑫)

清美公社の会計処理及び計算書類の作成は、中小企業の会計に関する基本要領を適用しているが、その場合は個別注記表にその旨を注記する必要がある。

(中小企業の会計に関する基本要領 14 項 (2))
本要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載する。

令和 4 年度の計算書類においては、個別注記表にその旨の注記を行っていないため、適切に注記するべきである。

(10) 中期計画の策定について (意見⑬)

設備投資については令和 10 年までの計画表を作成しているが、全体の損益予算及び資金計画について 3 年～5 年の中長期の業績予測に資する中期計画が作成されていない。受託収入及び人件費など一定額で推移する性質の科目や修繕費などの発生時点が予測可能な科目があることから、これらを踏まえて中期計画を作成するべきである。

(11) 事業管理指標設定の必要性について (意見⑭)

清美公社では、車両稼働率など法人で重視している指標や料金徴収率などの所管課から要求されている指標が存在するものの、事業管理指標を設定していない。課題を特定して業務改善に生かすため及び業務の成果に対して公平に評価をするために、事業管理指標を定めて運用するべきである。

(12) 浄化槽収入の予算算出方法の見直しについて (意見⑮)

清美公社では、浄化槽収入の予算については、見積りによる方法ではなく、予算の損益をゼロにするために調整された数字となっているため、浄化槽収入の実際発生額と大きな乖離が生じている。

このように予算と実際発生額に多額の差異が毎年発生している状況下では精緻な予算管理とはいえず、ひいては経営の健全性を阻害するおそれがある。このため、適切に見積られた浄化槽収入額を反映するべきである。

(単位：千円)

年度	予算額	実際発生額	差額
令和 4 年度	85,751	65,711	△20,040
令和 3 年度	88,657	68,974	△19,683
令和 2 年度	93,832	69,446	△24,386
令和元年度	106,174	84,729	△21,445
平成 30 年度	112,452	83,438	△29,014

(出所：事業会計収支明細書 (平成 30 年度～令和 4 年度) より抜粋)

【4】 奈良市市街地開発株式会社

1. 外郭団体の概要

(1) 団体概要

項目	内容
市所管課	産業政策課
所在地	奈良市三条本町8番1号
代表者	西谷 忠雄
設立年月日	昭和63年5月31日
設立根拠法令	会社法
設立目的(経緯)	市内において再開発事業により建築された施設の管理及び商業床の管理運営と近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合の業務代行を実施し、新しい都市拠点形成に寄与するため設立した。
事業内容	① 市街地開発事業により建築された施設の管理運営及び管理組合の業務代行 ② 前号に関連又は付帯する事業

(2) 出資金等の状況

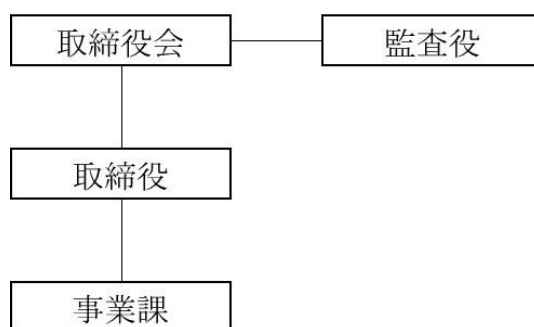
項目	内容
出資金等	資本金 100,000 千円
(うち市の出資金等)	同上
市出資金等割合	100%

市街地開発は、市の100%出資団体である。

(3) 組織の状況

取締役会設置会社(取締役4名)、監査役設置会社(監査役1名)である。

部門組織としては、事業課のみ、職員数は3名(パート職員含む。)である(令和4年4月1日現在)。



(出所：市街地開発より入手した資料を基に監査人が作成)

(4) 財務状況

令和2年度から令和4年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

①貸借対照表

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	199,322	211,804	219,653
固定資産	24,600	22,705	20,810
資産合計	223,922	234,509	240,463
流動負債	22,939	28,173	26,705
固定負債	33,642	33,028	33,787
負債合計	56,581	61,201	60,491
株主資本	167,341	173,308	179,972
(うち繰越利益剰余金)	(48,685)	(54,652)	(61,316)
純資産合計	167,341	173,308	179,972

②損益計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	190,883	198,202	200,190
経常費用	188,735	191,939	193,137
経常損益	2,148	6,263	7,053
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
当期損益(税引後)	1,852	5,967	6,664

③主要な財務指標

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	74.7	73.9	74.8
借入金依存度	—	—	—
流動比率	868.9	751.8	822.5
経常収支比率	101.1	103.3	103.7
経常収益補助金比率	—	—	—
経常収益委託料比率	38.5	37.2	37.3

(分析)

貸借対照表において、流動資産のうち現金及び預金が95%超を占めており(令和4年度末)、流動比率は過去3年間で800%前後であるため、余剰資金は潤沢となっている。自己資本比率は70%超であり借入も行っていないことから、財務的安定性は高い。

損益計算書において、経常収益、経常費用とも漸増傾向にあり、経常収支比率も103%前後を維持していることから、安定的に事業を運営している状況である。市街地開発では売上高の4割ほどが市からの委託料(指定管理料含む。)となっている。また、自主事業であるJR奈良駅前再開発第1ビル商業

床の管理運営が売上高の半分以上の割合を占め、この事業の売上高の増加が収益増に寄与している。

(5) 市の関与の状況

①財政的支援

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金(助成金)	—	—	—
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、 損失補填契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	73,514	73,644	74,719

②委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
委託料	73,514	73,644	74,719	
(うち指定管理料)	27,913	27,913	27,913	
内訳	奈良市営西部会館 駐車場の管理運営	27,913	27,913	27,913
	近鉄学園前駅南地区 再開発ビルの管理業務	17,431	18,354	17,704
	建物施設管理収入	28,170	27,378	29,103

③その他市の関与の状況

市街地開発は市の出資団体であり、取締役4名のうち、1名が所管課である観光経済部の次長である。当該取締役が週に1回程度出社し、通常業務を含む決裁をしている。

取締役会は年に4回開催しており、監査役も出席している。

決算については、監査役・取締役会の承認を得る。

また、人材面では、役員5名のうち4名が市職員の兼務役員(非常勤取締役及び監査役)、1名が元副市長であり、市街地開発の運営に際して、市職員目線による内部からの監督が行われている。

その他、市監査委員による監査が不定期に実施され、決算報告書等の資料閲覧やヒアリング等により運営状況のモニタリングを行っている。

(6) 職員数 (年度末日現在)

(単位：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	5	5	5
うち市退職者	0	0	1
うち市あて職	5	5	4
職員	3	3	3
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	0	0	0

2. 実施した手続内容

- (1) 所管課に対するヒアリング
- (2) 過去3年間の財務諸表の閲覧、財務分析
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 市街地開発への訪問
- (5) 市街地開発に対する事業運営状況のヒアリング

3. 監査の結果及び意見

(1) 規程が現在の実務と整合していないことについて (意見②)

市街地開発の会計処理規程は、平成10年度から改定されておらず、現在の実務と整合しない条項がある。

例えば、第8条の勘定科目の文言では、「会社の会計は証券取引法、財務諸表論の用語様式及び作成方法に関する規則により次の勘定科目によって整理する。」とあるが、既に証券取引法は廃止され、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に統合されている。

また、第13条は以下のとおりであるが、例えば、銀行勘定帳は規程に明記されているものの、設立当時から作成されていない、といった実態がある。

第13条 会社は次の会計帳簿を備える。

1. 主要帳簿

- (1) 総勘定元帳
- (2) 伝票及び日計表

2. 補助帳簿

- (1) 金銭出納帳
- (2) 銀行勘定帳
- (3) 固定資産台帳
- (4) その他補助簿

3. 会計帳簿の様式は別に定める。

(出所：会計処理規程より抜粋)

社内規程は会社経営のルールにほかならない。それゆえ、ガバナンスの観点から、環境変化等により実態が規程と乖離する場合には、適時に適切なルールに見直すことが必要であるとともに、実務とも整合するように規程を見直すべきである。

(2) 電話加入権の除却 (結果⑬)

貸借対照表に計上されている電話加入権4回線分は休止してから10年以上経過している。

N T T西日本のホームページによると、休止した電話回線については、10年間顧客からの申し出がなければ解約されたものとして扱うことになっている。

市街地開発はN T T西日本に対して特に申し出を行っていないため、電話加入権は解約されており、所有権がない状態になっている。したがって、貸借対照表に電話加入権を資産として計上することは適切ではない。

【5】 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

1. 外郭団体の概要

(1) 団体概要

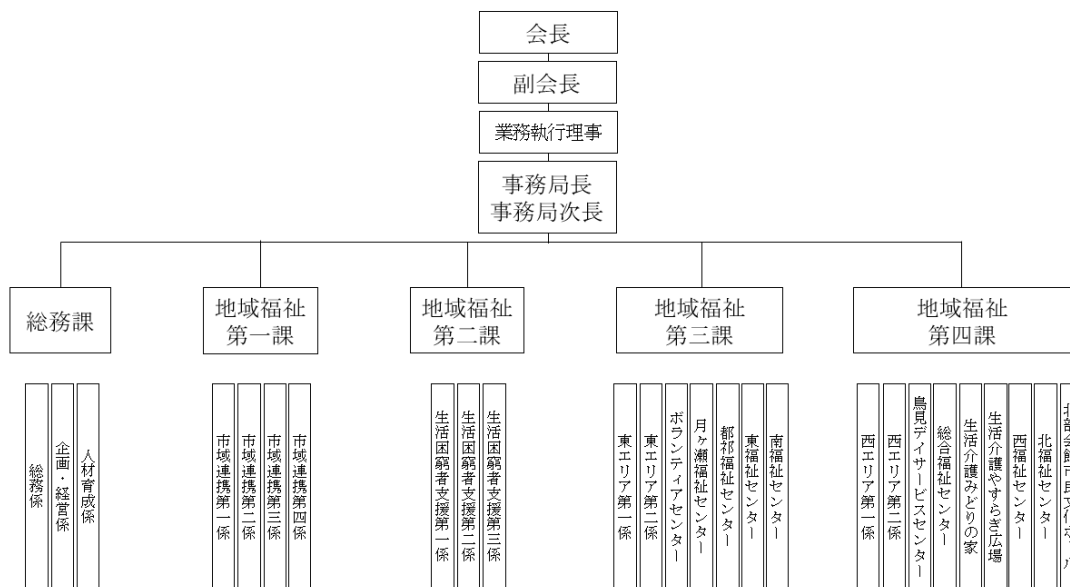
項目	内容
市所管課	福祉政策課
所在地	奈良市杏町 79 番地の 4
代表者	西谷 忠雄
設立年月日	昭和 42 年 3 月 24 日
設立根拠法令	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
設立目的(経緯)	昭和 27 年 8 月に社会福祉施設、福祉団体、民間ボランティア等の協議体として発足した。昭和 42 年 3 月に社会福祉法人の認可を受けている。
事業内容	<p>社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会をはじめとして、各都道府県・政令指定都市・市町村単位に設置されており、そのネットワークを利用して活動を進める民間組織である。</p> <p>その中で、奈良市社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成、及びその他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施している。</p>

(2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	基本金 5,000,000 円
(うち市の出資金等)	—
市出資金等割合	—

市から社会福祉協議会への出捐はないため、出資団体に該当しない。

(3) 組織の状況



(出所：社会福祉協議会より入手した資料を基に監査人が作成)

(4) 財務状況

令和2年度から令和4年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

①貸借対照表

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	376,759	380,701	434,116
固定資産	389,600	396,872	395,048
資産合計	766,359	777,573	829,164
流動負債	144,785	135,108	148,183
固定負債	10,868	10,137	10,163
負債合計	155,653	145,246	158,347
基本金・積立金	5,286	5,286	5,286
次期繰越活動増減差額	605,420	627,042	665,532
(うち当期活動増減差額)	75,748	21,621	38,490
純資産の部合計	610,706	632,328	670,818

②事業活動計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サービス活動収益	1,204,387	1,182,662	1,234,840
サービス活動費用	1,133,723	1,166,405	1,200,205
サービス活動外収益	5,498	4,613	4,298
サービス活動外費用	574	537	520
経常増減差額	75,588	20,332	38,413
特別収益	160	1,289	77
特別費用	0	0	0
当期活動増減差額	75,748	21,621	38,490

③主要な財務指標

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	79.7	81.3	80.9
借入金依存度	—	—	—
流動比率	260.2	281.8	293.0
経常収支比率	106.7	101.7	103.2
経常収益補助金比率	8.2	8.0	5.5
経常収益委託料比率	63.2	67.8	74.0

(分析)

貸借対照表において、流動資産の約75%を現金預金が占めており、流動負債の約54%を事業未払金で占めている。借入金はなく、流動比率は293.0%であり、100%を上回るため、財政状態の安全度は比較的高いといえる。また、自己資本比率は直近の令和4年度で80.9%となっているため財政状態の健全性が高いといえる。

また、事業活動計算書において、サービス活動収益及びサービス活動外収益合計の約46%を受託金収益、約28%を指定管理料収益が占めている。経常収益委託料比率は、直近3年間において70%前後であり、相対的に市への依存度が高い。

(5) 市の関与の状況

①財政的支援

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金(助成金)	87,610	83,630	59,953
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、 損失補填契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	765,008	804,758	917,340

②委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	765,008	804,758	917,340
(うち指定管理料)	372,987	372,015	354,279
内			
訳			
ボランティアセンター	26,500	26,500	26,500
総合福祉センター	133,943	134,527	119,292
ならやま屋内温水プール	10,000	5,621	—
月ヶ瀬福祉センター	28,901	29,000	29,787
都祁福祉センター	32,464	32,500	32,843
老人福祉センター (子育てスポット含む)	141,179	143,867	145,857

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法人本部拠点業務	1,800	32,164	12,000
福祉サービス支援	105,172	143,234	253,748
在宅支援事業	102,887	103,127	103,209
月ヶ瀬福祉センター業務	740	957	778
地域福祉推進拠点業務	169,421	141,256	181,150
総合福祉センター業務	12,001	12,005	12,176

③その他市の関与の状況

上述のとおり、委託料がサービス活動収益及びサービス活動外収益合計の約70%前後を占めており、うち指定管理料がサービス活動収益及びサービス活動外収益合計の約30%前後を占めている。市は「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき社会福祉協議会から指定管理事業の事業報告を受け、指定管理の運用体制及び社会福祉協議会の財務健全性等をモニタリングしている。

また、人材面では、市の元副市長が現在、会長を務めており、理事会に出席し運営管理を行っている。

(6) 職員数（年度末日現在）

（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	17	15	15
うち市退職者	2	2	2
うち市あて職	2	2	2
職員	319	332	327
うち市退職者	1	1	1
うち市あて職	0	0	0

2. 実施した手続内容

- (1) 所管課に対するヒアリング
- (2) 過去3年間の財務諸表の閲覧、財務分析
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 奈良市社会福祉協議会・総合福祉センターへの訪問
- (5) 奈良市社会福祉協議会に対する管理・運営状況のヒアリング
- (6) 総合福祉センターの固定資産管理状況の現地調査

3. 監査の結果及び意見

(1) 中期計画の策定について（意見⑳）

社会福祉協議会では、「第4次奈良市地域福祉計画」及び「第3次奈良市地域福祉活動計画」に連動する形で、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とする「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」を策定している。

その「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」では、重点項目として、①事業推進のための組織体制の強化、②職員の専門性と総合力の強化、③安定した経営のための財政基盤の強化、④実施計画を着実に進めるための体制づくりという重点項目が示され、それぞれに達成指標が設定されている。しかし、各重点項目や達成指標は文章で定性的に記載されているのみであり、具体的な数値目標は示されていない。また、「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」に掲げた各重点項目の取組みの進捗とともに、法人運営の結果（収支）がどのようになるのかを示す中期的な収支計画も作成されていない。

社会福祉協議会は、多くの施設で指定管理者となり指定管理収入を収受しており、また、一定程度の補助金を得ているが、それらは「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」で取り組む事業・施策と密接に関連すると考えられる。そのため、収入及び人件費などは、市からの財政的支援が重要財源となっているものであり、また、一定額で推移する性質のものが多く含まれていることから、「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」に掲げた各重点項目の進捗度合いを計る観点からも中長期での収支予算及び資金計画を作成することが望まれる。

(2) 月次報告資料の誤り（結果㉑）

社会福祉協議会では、月次試算報告として、月次での資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表に加えて、自主事業の収入・支出の単月分析や月次推移も作成し、最終的に会長まで報告を行っている。

令和4年度2月分の月次試算報告資料を閲覧したところ、自主事業の収入・支出のうち、相談支援について以下のように報告数値が誤っていた。

項目	誤	正
事業収入	51,217,544 円	339,995 円
事業支出	33,453,183 円	7,810 円
収支差額	17,764,361 円	332,185 円

（出所：令和4年度2月分の月次試算報告資料を基に監査人が作成）

この点、社会福祉協議会の担当者に照会したところ、「単純な転記誤りであり、確認が至らなかったことによるものである。」旨の回答を得た。

会長まで月次試算報告を行い、その内容に関し決裁を求める資料である以上、その資料作成はより慎重にあるべきであり、また、作成者以外の者が確認する際も慎重に行った上で報告されるべきものとする。

よって、会長に説明するまでの段階において作成者以外の者による確認をより徹底して行うべきである。

(3) 会長への月次報告と決裁タイミングについて (意見④)

上記(2)で記載したように、月次試算報告を会長まで報告し決裁しているが、令和4年度の月次試算報告に関する決裁日を確認したところ、以下のとおりとなっていた。なお、3月分は例年、年度決算報告と同じ内容となるため、月次試算報告という形での決裁は採っていない。

月度	決裁日	月度	決裁日
4月分	令和4年6月23日	10月分	令和4年12月28日
5月分	令和4年8月5日	11月分	令和5年3月3日
6月分	令和4年9月7日	12月分	令和5年3月3日
7月分	令和4年9月20日	1月分	令和5年3月20日
8月分	令和4年11月1日	2月分	令和5年3月31日
9月分	令和4年11月2日		

(出所：令和4年度の月次試算報告に係る決裁書を基に監査人が作成)

全体的に各月末から会長報告・決裁までに2か月から3か月を要しており、月次試算報告としては遅いと言わざるを得ない状況であった。この点、社会福祉協議会の担当者に照会したところ、「令和4年度は月次試算報告の作成担当者が交代したこと、担当者も他の業務を多く抱えていたことから作業が後ろ倒しになっていたため、全体的に会長報告・決裁までの間が空いてしまった。」との回答を得た。

社会福祉協議会のトップである会長として、月次での運営状況を可能な限り早く把握し、年度予算の進捗を適切管理することが運営面において非常に重要であると考え。にもかかわらず、その状況を知るまでに数か月を要するのは、社会福祉協議会としての意思決定の適時性に何らかの影響を及ぼす可能性があると考えられる。

今後は、担当者が月次試算報告として何をいつまでにすべきかを明らかにするとともに、上席者が適切に管理監督することが必要であり、そのためには、早期に会長への報告・決裁が行われる体制（例えば、業務手順書やチェックリストの活用。）を構築する必要があると考え。これにより次年度の予算も実態に近いものが立案できると考えられる。

(4) 固定資産の処分手続について (意見⑤)

年度末に実施される固定資産実査時に、現物を確認できないことが判明したソフトウェアに関して「固定資産の処分について」の決裁を行い、当該決裁を

経て固定資産台帳上で廃棄処理を行っている。

上記の決裁方法では、3つの問題点が生じる可能性がある。1点目は、処分の可否を十分に検討できず、必要な固定資産が勝手に処分される可能性がある。2点目は、処分に係る管理が有効に運用されないことで、換金性のある固定資産の横領又は換金に悪用される可能性がある。3点目は、固定資産の処分の認識漏れが生じ、適切な会計処理が実施されない可能性がある。

そのため、本来は、①部署で廃棄の必要性を検討する、②部署から本部へ廃棄依頼書等の証憑を提出する、③本部で廃棄に係る決裁をとる、④固定資産の廃棄及び固定資産の除却処理を行う、というプロセスで処分を行うべきである。

今後は、各部署で処分の可否を検討し、処分に係る決裁を経た上で、固定資産の処分及び固定資産台帳上の廃棄処理の手続を実施する必要があると考える。

(5) 固定資産確認表の記入漏れ（結果⑮）

年度末に固定資産台帳に基づいて作成された固定資産確認表を用いて、各部署が固定資産の現物確認を行い、固定資産確認表の「現況」欄に下記のように記入することとなっている。

記入番号	内容	追加手続
①	使用中	追加手続なし
②	使用していないが現存	追加手続なし
③	現存しない	状況を確認して廃棄処理手続を実施
④	不明	理由及び固定資産調査を実施

しかし、固定資産確認表を閲覧したところ、「現況」欄が空白である固定資産確認表が見受けられた。

この点、「現況」欄に上記の①～④を記入すべき旨が固定資産確認表の注意書きに記載されており、記入することが全社的な方針として定められている。また、固定資産実査が網羅的に実施されていることを記録として残すために必要である。

よって、固定資産確認表の「現況」欄に漏れなく確認結果（①～④）を記入すべきであると考えます。

(6) 固定資産管理表の記載について（意見⑯）

上記（5）で記載したように、固定資産確認表の「現況」欄に①～④を記入し必要に応じて追加手続が実施されるが、固定資産管確認表を閲覧したところ、②に該当する固定資産が散見されたものの、当該固定資産に対する追加手続は実施されていない。

固定資産の状態確認や処分可否の検討などの追加手続が実施されなければ、常時使用されない固定資産の老朽化や破損の有無等を認識できず、適時に修繕が行われない可能性及び固定資産の評価が適時かつ適切に反映されない可能性がある。また、適切な処分が行われず、固定資産の計上金額が適正ではなくなる可能性があると考えられる。

今後は、追加の手続として、②に該当する固定資産の状態確認及び処分可否の検討を実施する必要がある。

(7) 市の貸与備品における実査（結果⑩）

社会福祉協議会は、ボランティアセンター及び各福祉センターの指定管理者となっている。各施設には市から貸与されている備品（以下、「市貸与備品」という。）があるが、社会福祉協議会は、保有する市貸与備品の一覧表を保有しておらず、備品の現物実査も実施されていなかった。

市から公表されている「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」（平成 31 年 4 月改訂）（以下、「指針」という。）によると、「3. モニタリングの具体的手法（2）日常の管理運営状況の確認①日常の業務報告」内において、「原則として、指定管理者による備品の実査を年に 1 回以上実施することとし、所管課はその結果報告を受けるものとする。」と定められている。

現状、社会福祉協議会が自らの資産として保有・管理する備品については、現物実査が毎年実施されている。しかし、指針によれば、市貸与備品についても年に 1 回以上の備品の実査を実施すべきである。そのためには、社会福祉協議会において、市貸与備品に係る一覧表を市より共有を受け、社会福祉協議会側も保有・把握する必要がある。そして、実査の実施後には市に対して、実査の結果を報告する必要がある。

所管課においては、指針にも記載のとおり、指定管理者に対するモニタリングの具体的な手法の一つとして、社会福祉協議会に備品実査の結果の報告を求めるべきである。結果報告がない場合には、積極的に指導する義務がある。また、備品実査を実施したかどうかの把握のみではなく、備品の実在性、廃棄の状況、紛失の有無などについても理解し、かつ過去の結果報告と比較することで、より有効なモニタリングになると考える。

なお、指針には、「（2）日常の管理運営状況の確認」において「具体的な内容・方法・時期及び頻度は、当該公の施設の設置目的・事業、指定管理者である団体の性質及び管理運営の状況等を考慮し、必要に応じて指定管理者と協議の上、所管課が定める。」と記載されている。したがって、具体的な実査の方法については、市と社会福祉協議会が協議し、その数量や個々の使用の頻度など様々な状況を鑑み、有効かつ効率的な方法を定めるのがよい。

【6】 公益社団法人奈良市シルバー人材センター

1. 外郭団体の概要

(1) 団体概要

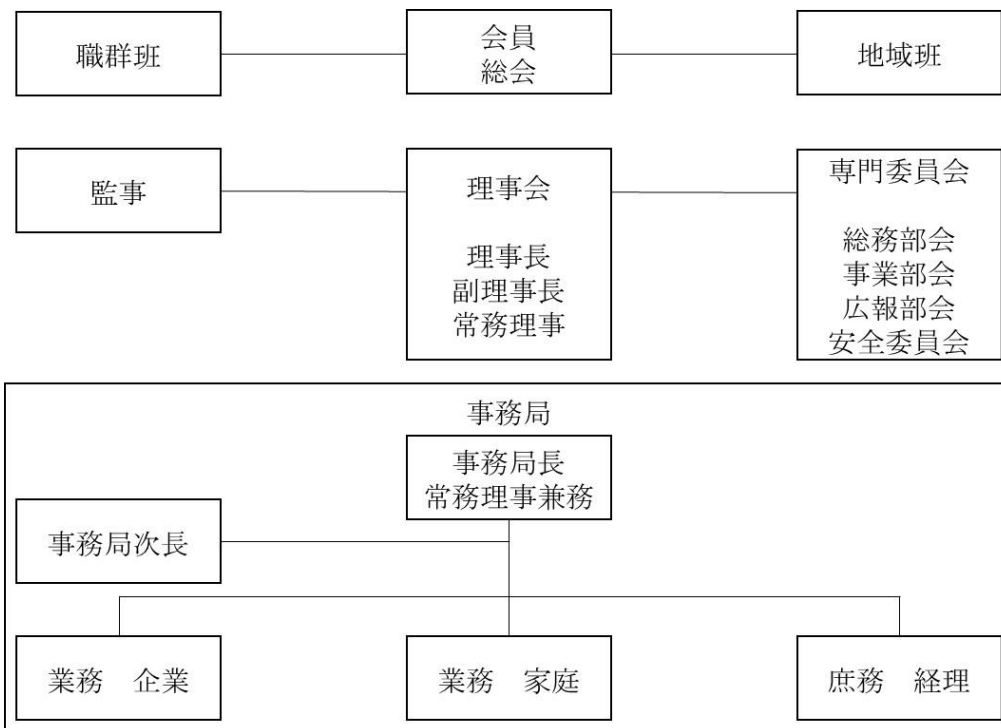
項目	内容
市所管課	産業政策課
所在地	奈良市八条1丁目790番1号
代表者	西谷 忠雄
設立年月日	昭和56年4月1日
設立根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立目的(経緯)	<p>定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された。</p> <p>平成25年5月に法制度改正に伴い、現法人に移行認定された。</p>
事業内容	<p>①臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。</p> <p>②臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。</p> <p>③高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。</p> <p>④高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高年齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。</p> <p>⑤④のほか、高年齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高年齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。</p>

(2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	-
(うち市の出資金等)	-
市出資金等割合	-

市からシルバー人材センターへの出捐はないため、出資団体に該当しない。

(3) 組織の状況



(出所：シルバー人材センターより入手した資料を基に監査人が作成)

(4) 財務状況

令和2年度から令和4年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

①貸借対照表

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	78,616	82,142	80,007
固定資産	25,346	30,026	36,429
資産合計	103,962	112,167	116,436
流動負債	24,353	23,811	24,072
固定負債	—	—	—
負債合計	24,353	23,811	24,072
正味財産合計	79,609	88,356	92,363
(うち一般正味財産)	79,609	88,356	92,363

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	364,050	358,736	347,544
経常費用	358,861	349,989	343,537
経常損益	5,189	8,747	4,007
経常外収益	—	—	—
経常外費用	0	—	0
当期損益(税引後)	5,189	8,747	4,007

③主要な財務指標

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	76.6	78.8	79.3
借入金依存度	—	—	—
流動比率	322.8	345.0	332.4
経常収支比率	101.4	102.5	101.2
経常収益補助金比率	3.4	3.4	3.5
経常収益委託料比率	—	—	—

(分析)

貸借対照表については、流動資産の99%が預貯金などの資金及び未収金で構成されており、流動負債の87%が未払金で構成されている。借入金がなく、流動比率は令和4年度末時点で332%と財政状態の安全度は高い。また、自己資本比率も令和2年度から令和4年度まで上昇しており、財政状態の健全性は高まっている。

正味財産増減計算書の経常収益は、会員の業務に対して発注者から支払われる受託事業収益が経常収益の約90%を占めている。受取補助金等は、国からの高齢者就業機会確保事業費等補助金と市からの奈良市シルバー人材センター運営補助金で構成されている。奈良市が補助対象経費の50%を交付し、残る50%を国が奈良県シルバー人材センター経由で高齢者就業機会確保事業費等補助金として交付している。この補助金が経常収益に占める割合は7%程度である。

なお、令和3年度から経常収益は微減しているのは、受注件数が減少したことによるものである。

(5) 市の関与の状況

①財政的支援

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金(助成金)	12,330	12,330	12,330
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、 損失補填契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	—	—	—

②委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	—	—	—
(うち指定管理料)	—	—	—

※シルバー人材センターの委託料については、すべて高齢者に提供する業務の受託であることから本報告書においては市の財政的関与には含めないものとする。

③その他市の関与の状況

財政面では、上述のとおり、運営補助金が交付されている。この補助金について、申請及び実績報告の段階で市(所管課)のチェックを受けている。

人材面では、元副市長が現在、理事長を務めており、年6回開催される理事会に出席している。

(6) 職員数(年度末日現在)

(単位：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	21	21	24
うち市退職者	0	0	1
うち市あて職	2	2	1
職員	15	14	15
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	0	0	0

2. 実施した手続内容

- (1) 所管課に対するヒアリング
- (2) 過去3年間の財務諸表の閲覧、財務分析
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 奈良市シルバー人材センターへの訪問
- (5) 奈良市シルバー人材センターへの補助金に関するヒアリング

3. 監査の結果及び意見

記載すべき結果及び意見はない。

【7】 公益社団法人奈良市観光協会

1. 外郭団体の概要

(1) 団体概要

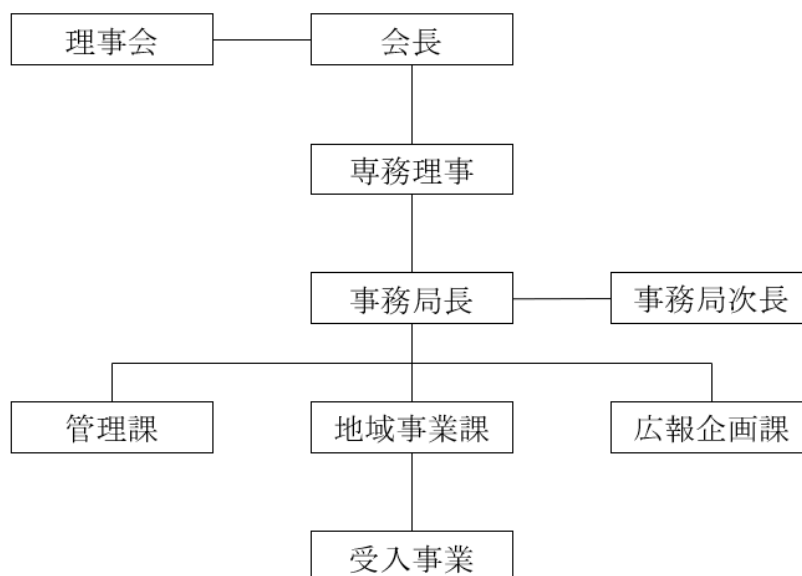
項目	内容
市所管課	観光戦略課
所在地	奈良市三条本町8番1号
代表者	乾 昌弘
設立年月日	昭和60年11月11日（社団法人化の日）
設立根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> • 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 • 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立目的(経緯)	奈良市及びその周辺の地域における観光資源の保護育成、観光施設の整備改善、観光意識の普及向上を図りつつ、観光事業の健全な振興に関する事業を行い、地域経済の発展と文化の興隆に資し、併せて文化の交流、親善の増進に寄与することを目的として設立された。平成24年4月1日より、公益法人制度改革に伴い公益財団法人に移行認定されている。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 奈良市及びその周辺地域の誘致宣伝 ② 観光情報の収集及び発信・提供 ③ 来訪客等に対する観光案内等の接遇 ④ 観光出版物の発行頒布 ⑤ 伝統行事・イベント等、観光資源への支援及び保護育成 ⑥ 他の観光関係機関及び団体との連絡協調並びに政府及び地方公共団体への献策及び協力 ⑦ 観光に関する理念の普及 ⑧ 観光施設の整備改善 ⑨ 観光催物の企画実施 ⑩ 観光土産品・料理の開発支援及び販売協力 ⑪ 姉妹都市との共同事業 ⑫ 観光における環境問題への取組み ⑬ 会員に対する広報・表彰 ⑭ 観光施設業務等の受託運営 ⑮ 手荷物預かりの運営 ⑯ 旅行業法に基づく旅行業 ⑰ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	—
（うち市の出資金等）	—
市出資金等割合	—

市から観光協会への出捐はないため、出資団体に該当しない。

(3) 組織の状況



(出所：観光協会より入手した資料を基に監査人が作成)

(4) 財務状況

令和2年度から令和4年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

①貸借対照表

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流動資産	111,992	102,670	96,962
固定資産	7,239	6,882	6,532
資産合計	119,230	109,552	103,494
流動負債	86,388	78,036	66,732
固定負債	—	—	—
負債合計	86,388	78,036	66,732
正味財産合計	32,842	31,516	36,762
(うち一般正味財産)	30,785	29,458	34,704

②正味財産増減計算書

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	337,994	283,220	307,605
経常費用	351,237	284,547	302,359
経常損益	△13,243	△1,327	5,246
経常外収益	—	—	—
経常外費用	—	—	—
当期損益(税引後)	△13,243	△1,327	5,246

③主要な財務指標

(単位：%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自己資本比率	27.5	28.8	35.5
借入金依存度	-	-	-
流動比率	129.6	131.6	145.3
経常収支比率	96.2	99.5	101.7
経常収益補助金比率	48.0	56.2	50.8
経常収益委託料比率	43.7	33.7	34.9

(分析)

自己資本比率について、令和2年度から令和4年度まで上昇しており、財政状態の健全性は高まっている。

直近の令和4年度決算では、貸借対照表上、流動資産の約99%が現金預金及び未収金で構成され、流動負債の約86%が未払金で構成されている。借入金がなく、流動比率は145.3%であり、100%を上回るため、財政状態の安全度は比較的高いといえる。

正味財産増減計算書上、経常収益の約88%を受取補助金等が占めている。受取補助金等は、国からの補助金5,848千円（地域の稼げる看板商品の創出事業補助金）、市からの補助金156,241千円（奈良市観光協会補助金であり、対象となる事業経費に対する補助金）、市からの受託料107,389千円で構成されており、経常利益補助金比率50.8%及び経常利益委託料比率34.9%と、相対的に市への依存度が高いといえる。

(5) 市の関与の状況

①財政的支援

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金(助成金)	162,264	159,112	156,261
利子補給金	-	-	-
税の減免額	-	-	-
貸付金残高	-	-	-
債務保証、 損失補填契約に係る債務残高	-	-	-
(参考)委託料	147,713	95,368	107,389

②委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託料	147,713	95,368	107,389
(うち指定管理料)	-	-	-
内 奈良市総合観光案内所 訳 (JR奈良駅前)	56,748	76,223	83,393

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
近鉄奈良駅 総合観光案内所	9,689	8,460	9,383
奈良市観光センター	20,550	5,441	8,042
西ノ京臨時観光案内所	917	934	975
アイドリングストップ 乗務員休憩所	3,307	2,910	3,797
丸山古墳窓口業務受託 (埋蔵文化財センター)	1,350	1,400	1,800
非接触型観光案内 整備・運用	55,154	—	—

③その他市の関与の状況

委託料及び補助金について、申請及び実績報告時に所管課が計上金額に対し根拠資料との照合等を行い検証している。このほか、観光事業において市と観光協会が連携を取りながら運営している。

(6) 職員数 (年度末日現在)

(単位：人)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
役員	27	26	25
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	1	1	1
職員	29	28	29
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	3	2	2

2. 実施した手続内容

- (1) 所管課に対するヒアリング
- (2) 過去3年間の財務諸表の閲覧、財務分析
- (3) 関連する法令・条例・規則・要綱・要領、各種契約書、帳簿等の閲覧
- (4) 観光協会への訪問
- (5) 観光協会に対する事業運営状況のヒアリング

3. 監査の結果及び意見

(1) 情報の活用の検討について (参考②)

奈良市総合観光案内所管理運営業務委託契約に基づき、月次で業務完了報告書と併せて業務日報が所管課へ提出されており、この業務日報には国別の観光案内所利用者を日別に集計した資料が添付されている。

この資料は、観光庁が定めた「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針

(平成 24 年 1 月制定、令和 5 年 3 月改定)」に基づき、日本政府観光局（J N T O）が運用する外国人観光案内所の認定制度を受けるために作成している。近鉄奈良駅総合観光案内所は J N T O カテゴリー 2、奈良市総合観光案内所は J N T O カテゴリー 3 の認定を受けており、J N T O カテゴリー 3 の認定を満たすためには、観光案内利用者の当該資料の作成は必須、J N T O カテゴリー 2 は任意である。所管課は、当該資料を基に奈良市の広報等に反映しているが、その情報を政策的に利用できていないとのことであった。近鉄奈良駅総合観光案内所管理運営業務契約に基づく月次の業務完了報告についても、同様の資料が業務月報に添付されて、所管課にも共有されているが、これも政策的に利用できていない。

所管課は、インバウンドが増加する傾向にある中、市を訪れる観光客の傾向を掴み、今後の観光施策に役立てるため、活用を検討することが望まれる。

なお、日本政府観光局（J N T O）の外国人観光案内所の認定区分（カテゴリー）と、それぞれの主な基準については次のとおりである。

カテゴリー 3	常時英語による対応が可能。その上で、英語以外にも 2 言語以上での案内が常時可能な体制がある。全国レベルの観光案内を提供。原則年中無休。w i - f i あり。国際空港等交通の要衝や著名な観光地等、外国人来訪者の多い立地。
カテゴリー 2	少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐、又はビデオ通話による案内が常時可能。広域の案内を提供。
カテゴリー 1	常駐でなくとも何らかの方法で英語対応可能。地域の案内を提供。
パートナー施設	観光案内を専業としない施設であっても、外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲があり、公平・中立な立場で地域の案内を提供。

(出所：日本政府観光局のホームページより抜粋、加工)

(2) 貸借対照表内訳表における現金預金のマイナス表記について (意見⑳)

観光協会のホームページには、公開資料として事業報告等が掲載されている。その公開されている令和 4 年度事業報告等を閲覧したところ、貸借対照表内訳表において現金預金のマイナス表記が見られた。

これについて質問したところ、観光協会では、市からの補助金は団体補助金という性質から、交付された全額を法人会計で普通預金として受入計上している。その後、公益目的事業会計やその他事業会計で現金預金残高の受入計上をせず、受取補助金を他会計未払金及び他会計立替金の仕訳を用いて振り替えている。

この影響で、市からの補助金を財源とする公益目的事業会計の最下層項目に

において、「普通預金の残高がない状態で、普通預金を減少させる支出を行う」という会計処理が繰り返され、「普通預金のマイナス額が増え続けるとともに、他会計立替金のプラス額が増え続ける」現象が顕著に発生していた、とのことであつた。

補助金や委託料の対象事業の多くは公益目的事業に位置付けられていることから、決算書においても、資金が事業に充てられた結果として、事業会計ごとの財政状態が適切に見えるような会計処理が求められる。管理上、事業ごとの財源管理ができているといっても、決算書で正しく示されていなければ、その信憑性は担保されないと考えられる。

なお、マイナス表記は現金預金以外の項目にも表れているため、それらも今一度点検する必要がある。

以上